商工だより



万国博を成功させましょう

No.28

奈良商工会議所

日本染織工業株式会社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目

輸出・内需・綿・スフ・麻・純毛・化(合)繊・
蚊帳地・その他の製織並に染色整理加工
A、製織（綿・スフ・麻・純毛・化(合)繊
蚊帳地・服地・芯地・モスリン・その他）
B、染色（綿・スフ・麻・純毛・化(合)繊
織物の染色整理加工「特に樹脂加工」

コーヒからディナーまで

お気軽にご利用下さい



（株）都ホテル経営
近鉄・都ホテルチェーン

奈良ホテル

奈良公園電話（奈良）②—4101
テレックス：5522—108



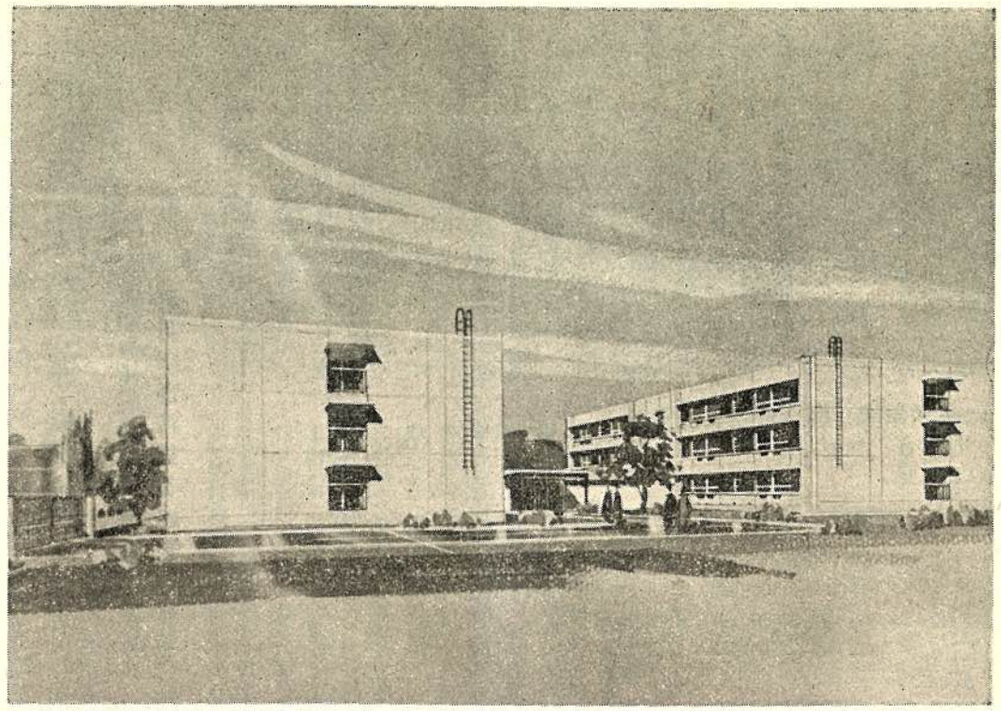
大和文華館

ロビーから静かな大和路が見わたせ、中庭の青い竹が目をやすませる。大和文華館は、めぐまれた環境の美術館です。疲れを知らない美の鑑賞は、めまぐるしい現代人をしっとりとうるおします。

絵画 彫刻 書蹟 陶磁 漆工 染織など、国宝や重要文化財をふくむ逸品を集めています。

近鉄

春秋には特別展観も開かれます（月曜休館）
奈良線・学園前駅すぐ



中小企業従業員共同宿舎完成予定図（S41.1.31完工予定）

目次

〈会議所の動き〉

① 昭和三十九年度収支決算を承認……2
第四十回常議員会開会に引き続き
第三十一回通常議員総会終る

② 昭和四十年度上期事業報告……3

③ 要望書……7

④ 日商第一二一回常議委員会……8

通産省の新施策……10
業種転換促進を検討

万国博と
その歴史と意義……12～15

本所常議員 長沢 恒二氏逝去……15

〈解説〉 下請代金支払遅延防止法
の改正要点……16～23

景気の不況対策としての金融面における信用保証について
奈良県信用保証協会
専務理事 胡内郁蔵……24

〈お知らせ〉 政府三公庫の貸出し金利引下げ……24

小規模事業相談所……26

淡路島海水浴同行記……27

奈良商店サービス運動実施……28

〈講演〉 現下の経済情勢……元京大教授 豊崎 稔氏……28

新入会員御紹介……29

奈良市小売物価向表……30～31

取引紹介……31

電気でひらく
明るいくらし

奈良市大森町48番地

関西電力株式会社

奈良支店長 西崎 誠

電話 奈良 ② 5201～7

近畿電氣工事株式會社

社長 大森久司

奈良支店長 岸井英夫

昭和三十九年度
収支決算を承認

第40回常議員会開会に引き続き
第31回通常議員総会に終る

＜会議所の動き＞

当所昭和三十九年度事業報告並びに一般会計その他特別会計収支決算等を審議すべき常議員会並びに通常議員総会は、さる九月六日奈良ホテルにおいて午前十時より常議員会を、引続き午前十一時より議員総会を開催した。

開会に先立ち大森会頭の発声により物故者（赤坂頼磨常議員、奥田龍一議員、長沢恒二議員）への黙禱が行われた。

終って大森会頭より昭和三十九年度の不況ムードにおいて活動した会議所の事業活動と足跡をのべ、いっそうの運営強化と事業推進を期したいと、議員各位の協力を要望して挨拶された。

議事録署名委員には全員の同意を得て豊沢、辰巳議員が選ばれ議事に入る。

議事

◎報告事項

中村専務理事より議員異動奈良県竹材工業㈱社長（奥田龍一氏逝去による）新議員奥田龍夫氏及び㈱日本勧業銀行奈良支店長（青木一男氏栄転による）新議員中山重幸氏並びに㈱南都銀行頭取（赤坂頼磨氏逝去による）新議員亀田源治郎氏及び奈良近畿日産自動車㈱社長（杉田豊三氏栄転による）新議員平尾直一氏の各氏の議員就任の報告があり、更に四十年七月～八月事業報告並びに県・市要望四件（1）中小企業共同宿舎建設助成の件（2）国鉄奈良駅前石標移転と道路拡充の件（交通運輸・観光部会より）（3）請負発注と県産建材使用方要望ほか四項の件（建設部会より）について報告、更に（4）中小企業従業員共同宿舎建設中間報告があった。

◎協議事項

第一号議案

常議員一名補欠選任の件は、目下一名の欠員があるのでこれが補欠選任をお願いしたいとの会頭発言に対し議長一任の声あり、よって大森会頭は㈱南都銀行頭取亀田源治郎氏を指名決定した。

第二号議案並びに第三号議案

昭和三十九年度事業報告の件並びに昭和三十九年度収支決算報告の件は、一括上程、主として中村専務理事から収支決算書、事業報告書につき詳細なる説明あり、審議したが満場一致拍手裡にこれを可決承認した。

第四号議案

表彰規則案審議の件は、過般当所運営委員会において、原案を慎重審議されて、上程されたものとして事務局より原案朗読の上、原案通り決定を見、本日より発効することになった。

第五号議案

従業員家族寮建設に関する件は、河合副会頭より構想等について説明あり、希望者を纏めて実現に努力したいと述べ、本件については会頭一任となり、委員会において進めて行くことになった。

これにて議事の全部を終了し、大森会頭は閉会の挨拶を述べ、なお今後ともご協力方をお願いすると結んだ。

昭和39年度一般会計収支決算書

（昭和39年４月１日～昭和40年３月31日）

収入の部

（単位円）

科目	予算額	決算額	増△減
会費	6,600,000	6,711,600	111,600
負担金	679,500	687,600	8,100
補助金	4,356,000	4,327,100	△28,900
事業収入	680,000	707,755	27,755
寄附金	1,000	—	△ 1,000
雑収入	35,000	71,673	36,673
前年度繰越金	50,000	621,752	571,752
合計	12,401,500	13,127,480	725,980

支出の部

科目	予算額	決算額	増△減
費	2,962,000	2,613,940	△ 348,060
費	250,000	250,055	55
費	170,000	141,275	△ 28,725
費	600,000	609,356	9,356
費	465,000	478,515	13,515
費	3,350,000	3,586.591	236,591
費	2,416,000	2,445,904	29.904
帳	680,000	701,144	21,144
費	150,000	173,528	23,528
費	170,000	180,740	10,740
課	423,000	444,713	21,713
金	210,000	227,553	17,553
利	450,000	450,000	—
費	100,000	101,628	1,628
備	5,500	—	△ 5,500
合計	12,401,500	12,404,942	3.442

収入支出比較表

収入決算額	支出決算額	差引残額	備考
13,127,480	12,404,942	722,538	次年度へ繰越

昭和四十年度上期事業報告

奈良県商工会議所連合会総会

於奈良ホテル

五月七日　出席　奈良商工会議所側　大森会頭、河合・小山副会頭、中村専務理事、和井田局長　高田商工会議所側　村嶋会頭、池内・植松副会頭、永岩専務理事

議件　(1)昭和三十九年度決算報告の件　(2)昭和四十年度事業計画並びに収支予算書審議の件　(3)昭和四十年度会費負担額の件　(4)その他

奈良県商工会議所連合会連絡協議会

於当所

五月一一日　出席　県商工課　井上技師、穴田課員　当所　和井田局長、中村、吉田、綿岡、上田指導員　高田商工会議所　中垣、池原、西川指導員

議件　(1)小規模事業補助金運用について　(2)小売商業高度化助成金制度について　(3)本年度の求人事情について　(4)来年度の見通しについて　(5)中高年層雇用促進について

商業振興中小企業対策合同委員会

於当所

五月二一日　出席　奥田、阪本委員長他一〇名　ゲスト　奈良県職業安定課　永田課長　奈良県公共職業安定所　吉村所長　当所　中村専務理事、和井田局長

議件　(1)企業経営と金融制度　(2)その他

近畿圏整備特別委員会経済政策委員会合同委員会

於当所

五月四日　講師　奈良県企画室　慶田　八郎氏　テーマ　近畿圏整備について　出席　野村委員長他九名　当所　中村専務理事、和井田局長

産業振興委員会

於当所

六月一四日　出席　奈良商工会議所側　河合・小山副会頭、野村氏、中村専務理事　高田商工会議所側　村嶋会頭他五名

議件　(1)本年度の求人事情について　(2)来年度の見通しについて　(3)中高年層雇用促進について

奈良観光土産品連絡協議会

五月六日　出席　市観光商工課　滝川、喜多氏　保健所　佐藤、永井、吉田氏　当所　和井田局長、木戸課長

議件　一、抜打ち審査実施について　二、その他

五月二四日　無通告審査買取り　五月二五日　同右　五月二六日　無通告審査会開催　審査員　保健所　石田所長　他四名　市　今西課長他一名　当所　和井田局長　審査点数　七六点

六月一四日　出席　松岡、西田、石田、高橋、佐藤、滝川、喜多各氏　当所　木戸課長

議件　一、無通告審査結果報告の件

従業員共同宿舎建設

五月二〇日　従業員共同宿舎建設に関し奈良市長に対し建設補助金等について要望

六月二四日　実行委員会　於当所
出席　河合委員長、阪本、岡本、上林、冨森各委員
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　一、土地買収完了について
二、起工式について
三、工事契約について
四、完工予定日について

七月七日　打合わせ会　於当所
出席　今西組安藤・安岡常務
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　起工式について

七月一〇日　起工式　於市内尼ケ辻町

奈良県交通対策連絡協議会

六月三日　於県警本部

新設に対し県経済部長、商工課長に季節金融制度要望書提出

金融懇談会

五月一九日　於当所
出席　金融団　亀田南部銀行頭取他八名
当所　大森会頭、河合・小山副会頭、中村専務理事、和井田局長、木戸課長
部会代表　西崎工業部会長
ゲスト　市観光商工課今西課長他一七名

求人事情説明会

七月一四日　講師　奈良公共職業安定所　吉村所長、池田課長

雇用促進事業団融資説明会

五月一二日　出席　和井田局長、中村主事　於大阪
来賀　永田県職安課長
当所　河合・小山副会頭他
和井田局長
徳田商工課長
今西市観光商工課長
山本市経済部長

議員懇談会

六月一四日　出席　大森会頭他四七名　於奈良ホテル
ゲスト　奥野代議士
講話　奈良県知事　奥田良三氏
テーマ　欧米より帰りて
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　一、四月、五月事業報告の件
二、ガスタンク移転問題について
三、東南アジア視察旅行について

五月六日　主催　奈良県警察本部

建設部会

六月二日　運営委員会　於当所
出席　吉川副会頭、尾田部会長他六名
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　一、今後の部会運営について
二、雇用計画書の提出について
テーマ　一、来年度の求職状況報告と求人対策について

七月一七日　於当所
出席　尾田部会長他一四名
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　(1)一斉休日について
(2)県・市の発注する工事についての県内業者優先に関する要望(案)について

従業員共同宿舎建設

五月二〇日　従業員共同宿舎建設に関し奈良市長に対し建設補助金等について要望

六月二四日　実行委員会　於当所
出席　河合委員長、阪本、岡本、上林、冨森各委員
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　一、土地買収完了について
二、起工式について
三、工事契約について
四、完工予定日について

七月七日　打合わせ会　於当所
出席　今西組安藤・安岡常務
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　起工式について

七月一〇日　起工式　於市内尼ケ辻町

商業小売部会

五月二六日　運営委員会　於当所
出席　阪本・楠村副部会長他八名
議件　中元大売出しについて

六月二日　運営委員会　於当所
出席　阪本副部会長他
問題　テーマ　流通についての諸問題
当所　大和青果藤本氏、大長青果沢氏、奈良青果松本氏
導員　木戸課長、綿岡指導員

卸市場懇談会

六月二日　於当所
議件　(1)大売り出しについて
当所　中村主事
出席　阪本副部会長他九名

七月二日　運営委員会　於当所
(2)中元大売出しについて
(3)退職金共済制度掛金の自治体負担方要望(案)について
(4)西日本建設保証㈱の工事請負に関しての支払書度について

観光部会

五月二一日　於当所
出席　大東部会長他八名
当所　中村専務理事、和井田局長
議件　一、卓話「観光の断面図と内閣観光政策審議会専門委員　西村公秀氏
二、観光シーズンをかえりみて

税務継続指導説明会

五月一三日　講師　阪本税理士　於当所
参加　一八名　奈良税務署　和田係長

生産管理セミナー

五月一七日　講師　関西経営相談所　高野幹雄氏　於当所

奈良経済同友会

五月六日　出席　杉山・小山幹事　於当所

五月一八日　出席　浅田・杉山代表幹事
テーマ　いかなる経営者がこの危機を乗り越えいかなる経営者が脱落するか
コーディネーター　杉山代表幹事

六月三日　六月例会　於当所
講師　関西電力㈱　専務取締役　友永信夫氏
テーマ　広域行政とその問題点

七月一九日　出席　石井副会長他六名
当所　木戸課長
テーマ　(1)仕入価格調査について
(2)今後の運営について

旅館経営研究会

六月一五日　出席　市観光商工課　東田係長他七名
当所　木戸課長
議件　今後の運営について

七月二日　七月例会　於大和高田市
出席　一二名
講師　日本タルク㈱　社長　森井庄内氏
テーマ　中小企業と雇用問題
出席　杉山代表幹事他二一名

夜間簿記学校

五月一二日～二二日（初級）　於当所
講師　奈良商工高校　藤本比呂志氏

六月一五日～二二日（中級）

講師　奈良商工高校
　　福岡　修氏
八月九日～一六日（会社会計）
講師　奈良商工高校教諭
　　福岡　修氏
八月一七日～三一日（工業簿記）
講師　奈良商工高校教諭
　　上川　皖哉氏

定例税務相談

於　当　所
七月二〇日　相談員　大阪国税局協議団
　　大森協議官
　　相談件数　六件

青色申告のための記帳のしかた講習会

於　当　所
七月二二日　講　師　阪本会計事務所
　　所長　阪本　祥嗣氏

経営の自己診断講習会

於　当　所
七月二六日　講　師　関西経営相談所
　　公認会計士
　　中島　修氏

青年商業部会

五月二八日　出　席　川本部会長他五名
テーマ　商店経営について

経営指導員研修会

於　桜井市
　　会係員
　　奈良市観光商工課
　　相談件数　五件

商店経営講座

於　当　所
八月二八日　講　師　㈱村部能率研究事務所
　　村部　春美氏

第二〇回計算尺検定試験

於　奈良工業
六月六日
　　受験者数　合格者数　合格率％
一　級　三　〇　〇
二　級　六二　一二　一九・四
三　級　一七三　六四　三六・〇
四　級　二四四　六一　二五・〇
五　級　一七七　三二　二七・四
六　級　三八　一五　三九・五
計　六四二　一八四　二八・六

第二二回簿記検定試験

於　奈良商工
六月一三日
　　受験者数　合格者数　合格率％
一　級　九　二　二二・二
二　級　五九　一〇　一六・九
三　級　五八　二四　四一・五
四　級　一五六　一二八　八〇・〇

第五四回珠算能力検定試験

於　奈良商工
六月二七日
　　受験者数　合格者数　合格率％
一　級　二八　六　二一・四
二　級　五五　六　一〇・九
三　級　三七九　一四九　三八・五
四　級　四九　二三　四六・九
五　級　三二　一五　四六・九
六　級　一五　八　五三・三

商店従業員訓練講座

於　当　所
六月一四日　講　師　阪急百貨店
　　小路　福松氏

目でみる経営セミナー

於　当　所
六月一八日　出　席　一一名
　　上映スライド
1　貴方にも開かれている金融の窓口
2　税金を怖れない経営
3　これからの商店の生きる道

夏期金融相談

於　当　所
八月二四・二五日
　　相談員　国民金融公庫係員
　　奈良県信用保証協会係員

工場見学会

七月一六日　参加者　小山副会頭、西崎工業部会長、富田繊維工業部会長他二一名
　　当　所　和井田局長、木戸課長
　　見学先　関西電力天ケ瀬発電所
　　東洋陶器㈱滋賀工場

奈良青年会議所例会

於　奈良ホテル
六月二四日　講師　ジェイムス
　　テーマ　外人から見た奈良の印象
　　出席　五〇名

要望書

奈良商工会議所

昭和四十年八月四日
奈良県知事　奥田良三殿
奈良商工会議所
　会頭　大森　久司
交通運輸部会
　会長　菊池武三郎
観光部会
　部会長　大東　善治

要望書

昨今の奈良市街地に於ける交通事情は、車の大型化、自動車台数の増加等により、道路交通の幅輳混雑が頓に激しさを加え、国際文化観光都市としての観光交通の上からも又交通安全の見地より誠に憂慮に堪えない現状であります。

県におかれては、これが緩和の基本的対策等について各般の施策を講ぜられ、深甚の敬意を表するのでありますが、当面手近な交通事情緩和の一環として又観光的配慮の上に左記二点につき早急なる善処方を要望する次第であります。

記

一、これまでに要望していた如く国鉄奈良駅前三条交叉点の東北角に位置する〝平城宮跡〟道標（石塔）は道幅狭隘を一層狭め、本交叉点の痛的障害となっており、本道標を速かに左記に移転されたい。

　この道標は明治時代の平城宮跡復元運動の歴史を物語る遺物として除去することなく、観光客の目にふれる国鉄奈良駅前広場の適当なる場所に移転され度い。

二、右記移転を機会に、同箇所の道路幅員を更に広められたい。

以　上

昭和四十年八月四日
奈良県知事　奥田良三殿
奈良市長　高椋正次殿
奈良商工会議所
　会頭　大森　久司
建設部会
　部会長　尾田　利一

要望書

わが建設業界は直面せる厳しい経済情勢のなかにあって、請負工事の開拓及び経営の近代化が当面の問題点となっております。

之等の問題の解決のために業者自らが生産性を高め技術の向上をはかるために鋭意努力いたしておりますが、最近における受注減はいかんともいたし難いので

従いまして、地元企業育成の見地より左記事項について当局の善処方要望する次第であります。

記

一、市関係公共事業の発注についてはこれまで再三要望いたして参りました如く、是非とも工事請負は県内業者を優先方御配慮賜わると共に、工事に伴う建材は県産品を使用するよう御高配願いたい。（県・市宛）

二、市関係の公共事業に伴う従業員の退職金共済制度の掛金（一人一日二十円）は現行事業主負担となっておりますが、建設省関係公共事業同様工事予算に組み入れられたい。（県・市宛）

三、公共工事の前払金保証事業に関する法律（施行法人・西日本建設保証株式会社）の適用について早急に善処されたい。（市宛）

以　上

不況に「緊急対策」を

中小企業問題で要望を決議

―日商一二一回常議委員会―

日商第百二十一回常議委員会が、七月二十一日十四時から東商第一・二会議室で開かれた。まず六月業務概要、第二十八回中小企業委員会、第八回産業教育委員会、第二十四回観光委員会経過などについて報告があった。六月業務概要の報告のなかでは〝六月十五日ソ連鉄鋼視察団長として訪ソした永野冨士鉄社長（東商副会頭）に、かねてソ連商業会議所から要望のあった日ソ経済合同会議所設立について足立日商会頭、石坂経団連会長の委任状を託し、ネステロフ会頭と会議の結果、日豪経済合同委員会方式にならってこれを処置することになり、来年三月ソ連代表約十五名が来日し、第一回合同会議が開かれる予定である〟旨を高城専務理事から報告、これを了承した。つぎにこんかいの主要議題である「中小企業の不況緊急対策に関する要望の件」および「明年度の中小企業施策に関する要望の件」を審議、両議案とも現下のわが国経済の最大の課題であるだけに、各地からきわめて活発な意見が述べられ、中小企業の緊急対策については、中小企業の窮状打開のため①政府関係中小企業金融機関の貸付金利引下げ断行②設備近代化資金償還の中間据え置きを講ずること③下請代金の支払を促進するよう紐付き融資を行なうこと④財政支出の繰上げ、開銀等の貸付促進について督励すること。また明年度中小企業施策については、中小企業の構造高度化および体質改善のため①中小企業近代化促進法の指定業種を拡充するとともに、中小企業金融公庫の特別枠の拡充と利子引下げを行なうこと②協業の促進と転換の円滑化をはかる施策を講ずること③海外進出企業を助成する〝中小企業海外協力育成会社（仮称）〟を創設すること④設備近代化資金および高度化資金の大巾増額と貸付条件等を改善すること⑤政府関係中小企業金融機関および中小企業投資育成会社を拡充すること⑥中小企業の税負担を軽減すること、などを骨子とした要望をそれぞれ別項の通り決議した。なお「明年度の中小企業施策に関する要望」のなかに〝商業者が倉庫などを建設する場合もこれを設備近代化資金の貸付対象に加えること〟および〝設備機械の貸与制度を新設すること〟の二点がこんかいとくにもり込まれ関係方面から注目されている。尚この会議には当所中村専務理事が出席した。

中小企業の不況緊急対策に関する要望

わが国経済は、輸出は好調を続けているが、企業間信用の異常な膨張、生産取引の減退、収益の減少等極めて憂慮すべき事態にあり、とくに中小企業の困窮は甚しいものがある。中小企業の現状は手形払の増加、手形の長期化、下請代金の支払い遅延等による資金繰りの困難に加えて、とくに下請企業においては受注が大幅に減少し経営の危機に瀕しているものが少なくない実情にある。よって政府は直ちに左記緊急施策を講じ、中小企業の窮状を打解されんことを切望する次第である。

記

一、政府関係中小企業金融機関の貸付金利の引下げ（少なくとも年五厘）を断行するとともに、不況の深刻な業種に対しつなぎ融資として相当長期の運転資金の貸出を行なうこと。

二、不況の深刻な業種については、中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金の償還につき中間据え置きの措置を講ずること。

三、日銀より民間金融機関に対し下請代金等の支払が長期化している業種にその支払を促進するよう紐付き融資を行なうための特別貸出を行なうこと。なお、民間金融機関の中小企業向け金利の引下げをさらに促進すること。

四、需要喚起のためとられている財政支出の繰上げ、開銀等の貸出促進についてその実効をあげるようさらに督励すること。

二、中小企業の協業の促進と転換の円滑化

現をはかるため、中小企業金融公庫の特別枠の拡充と利子の引下げ（現行八分五厘を七分五厘に）を行なうこと。

（3）工場店舗集団化資金については、その貸付条件をさらに改善するとともに、政府関係金融機関に特別枠を設けて集団化資金に対する協調融資を確保すること。なお、集団化にともなう不動産の取得について不動産取得税、固定資産税、登録税の減免措置をさらに強化すること。

（4）小売店舗共同化資金と同様、工場共同化（工場アパート）資金を新たに設けること。

五、政府関係金融機関等の拡充

（1）政府関係中小企業金融機関に政策金融実施の役割りを増大せしめ、高度化資金の各項目毎に協調融資の特別枠を設けて、その資金を大幅に増額すること。

（2）中小企業投資育成会社に対する投融資を増額し、投資対象の拡大、転換社債の引受を促進すること。

（3）中小企業の経営の安定をはかるため設備機械の貸与制度を新たに設ける。

六、中小企業の税負担の軽減

中小企業の税負担を軽減し、その自己資本の充実をはかるため、法人税の税率の引下げ、同族会社の留保課税の免除および所得税、事業税等の軽減をはかること。

日本商工会議所
（昭和四〇・七・二一）

明年度の中小企業施策に関する要望

内外の経済情勢の進展にともなって、中小企業をめぐる経済環境がますます厳しさを加えつつある現状にかんがみ、当面の深刻な不況に対する応急策を講ずるとともに、中小企業基本法に定める政策を強力に推進し、早急に中小企業構造の高度化、中小企業の体質改善をはかることが極めて緊要であるといわねばならない。

われわれは当面の不況対策について別途要望しているが、ここに明年度の中小企業施策についてとくに左記事項の実現方を強く政府に要望する次第である。

記

一、中小企業近代化の促進

中小企業近代化促進法の指定業種をさらに拡大するとともに、近代化計画の実施（毎週繰上げ額を閣議において確認する等）こと。

なお、少なくとも公共事業費については一割削減の措置をすみやかに取り止めること。

日本商工会議所
（昭和四〇・七・二一）

二、中小企業の協業の促進と転換の円滑化

小企業規模の零細による低生産性を克服し、中小企業構造の近代化と中小企業の体質改善をはかるため、中小企業の協業を促進するとともに、事業の転換の円滑化をはかる施策を講ずること。

（本件については追って具体的な意見書を提出の予定）

三、中小企業の海外進出の助成

海外経済協力を推進するため、中小企業の海外進出に必要な資金について投融資を行なう中小企業海外協力育成会社（仮称）を創設、これに対し必要な政府出資を行なうこと。

四、近代化資金助成の強化

中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金および高度化資金を大幅に増額するとともに、貸付条件その他についての改善を行なうこと。

（1）各助成資金の償還期間五年のものを七年に、七年のものを十年に延長すること。

（2）設備近代化資金の一企業当り貸付限度三百万円を六百万円に引上げること。なお過年度契約および一部過年度支払制度を復活すること。また、商業における近代化設備をその貸付対象

〈四十一年度の新施策〉

業種転換促進策を検討

―― 中小企業庁 ――

通産省および中小企業庁は、四十年度に中小企業施策の画期的拡充をめざし着々とその成果をあげているが、深刻な不況にわざわいされて中小企業の多くはいぜん経営の危機に見舞われている。このため中小企業庁では四十一年度にもさらに強力な施策を打出すべくその検討にのり出したが、近く具体案をまとめる予定で、最後の追込みに入っている。そこで四十年度にとられた施策をふり返りつつ、四十一年度の新施策の方向を探ってみた。

通産省はこのほど四十年度の重点施策がどのように達成されているか、その状況調査をまとめたが、中小企業対策については次のような報告をしている。

一、中小企業設備近代化資金の拡充を図るとともに中小企業関係金融機関に対する財投計画を大巾に拡大し、貸付金利の引下げを行なって中小企業の設備の近代化と資金の円滑な確保を図る＝まず設備近代化補助金について五億円増の五十億円を確保したのをはじめとして中小企業投資育成会社に中小公庫から新らしく五億円を融資するなど前向きの施策を打出したが、政府三金融機関についてもそれぞれ資金の増ワクと金利の引下げを行なった。

二、中小企業の協業化による近代化を推進するため中小企業高度化資金を拡大するとともに貸付比率の引上げ、償還期間の延長その他貸付基準の改善を行なって事業およびその運用を強化する。この場合、公害防止問題のある中小企業の集団化協業化についてとくに配慮すると共に共同仕入機構に対する助成を行なうなど商業の近代化についてもこれを促進する＝中小企業高度化資金六十六億八千五百万円、工場集団化資金二十八億五千二百万円を確保したが、工場集団化資金については償還期間一年据置、四年均等年賦を三年据置、四年均等年賦に改めたのをはじめ貸付単位も土地二千五百万円を四千五百万円に建物四万三千円を四万五千円にそれぞれ引上げるなど改善につとめている。また商業集団化についても十億四千八百万円を確保し、償還期間も一年据置、四年均等年賦を三年据置、四年均等年賦に改め貸付単位も土地三千五百円を七千円、店舗六万二千円を七万五千円、倉庫四万三千円を四万五千円にそれぞれ引上げた。なお小売商業店舗共同化として八億八千万円、商店街近代化として四億六千百万円を確保し、貸付単価も建物六万二千円を七万八千円に引上げた。

三、中小企業の経営、技術に関する指導事業および中小企業の管理者、技術者研修事業を充実するとともにその中核となる中小企業指導センターについては診断指導機能の拡充、自動化機械研修など研修事業の強化を図る＝中小企業指導事業強化費として四億六千四百万円（うち診断指導事業費一億八千七百万円）を確保したのをはじめ中小企業経営管理者および技術者の研修事業費として八千五百万円、中小企業指導センター事業費として三億七千六百万円を確保し積極的にこの種事業の強化拡充をはかっている。

四、下請代金支払遅延防止法の運用などにより下請取引の適正化を図るとともに下請取引あっせん機関の設備を促進するなど中小企業の需要確保のための施策を講ずる＝下請企業対策費として六百万円（うち下請企業振興事業費補助四百六十万円）を確保して下請取引の適正化に着手している。

五、小規模企業の経営改善普及事業を充実するとともに小規模企業の事業主の廃業などに関する共済制度を新設し、小規模企業の経営の改善とその従事者の生活の安定を図る。なお、無担保、無保証金融の実施についても検討する。

六、中小企業における労働力不足に対処するため中小企業の福利厚生施設について年金福祉事業団などによる融資の拡充を図る。また五人未満事業所に対する労働保険（労災保険、失業保険）の全面適用準備体制の確立、健康保険などの加入促進により中小企業従業員向の社会保険制度の充実に努める＝年金福祉事業団の還元融資の拡大として二百七十億円、雇用促進事業団住宅向け還元融資ワク拡大六十九億円、産業労働者住宅資金融通制度九十億円を投入し、健康保険加入についても任意適用たる五人未満の事業所従業員をさらに二十万人加入させる方針。

七、中小企業者の税負担の適正化のため家族専従者控除の引上げ、同族会社の留保金課税の撤廃など所要の措置を講ずる。また福利厚生施設に係る特別償却制度の創設など中小企業の機械施設に関する特別償却制度を拡充する＝家族専従者控除の引上げ、事業主控除の引上げ、同族会社留保所得控除額の引上げ、法人税率の軽減などについて所要の改正を行なうとともに協同組合の不動産取得税に係る免除期間の延長、工業集団化を行なう協同組合の不動産登録税率の軽減をはかっている。

需要拡大が当面の急務

通産省の企業経営分析結果

通産省は、このほど三十九年度の企業実績を中心とした企業経営の現状とその問題点をまとめ発表した。その中で、現在の不況を「基本的には全般的な需要の過少によるもの」として、公共投資の推進、輸出振興などにより需要を拡大させるべきだと述べ、現在のような停滞状況が続けば経済全体の縮少をもたらし、相当深刻な企業の行詰りを招くと指摘している。分析の大要つぎの通り。

―――

《一般的状況》国民総生産の伸びは実質で一三・八%に達したが、昨年三月に始められた金融引締めは、必要以上の景況圧迫をもたらし、経済全体として相当のデフレ的状態を招くことになった。このような状況で、最近の企業経営の動向は不況色を深めており、三十九年度下期の企業経営指標においても、売上高の伸びは三%に鈍化し、収益では七・三%の減益となった。四十年度に入っても、鉱工業生産指数は四、五月とも続落。依然として低迷を続けた。

《業種別動向》普通鋼、自動車をはじめ総合機械、繊維、商事など売上高は伸びているが収益は減少した。なお、売上高収益ともに減少したのは、工作機械、セ機械軽電機、精密メントなどであり、増益となったものは石油化学、電力、化学肥料、非鉄鉱山など。

家庭電器は、需要の一巡等によって従来の「作れば売れる」という時代を過ぎたにもかかわらず、業界体制の整備が不十分であったことなどのため、生産過剰を招き市況の混乱と採算の悪化を招いた。

また、石油化学は需要の順調な伸びとともに、投資も計画的に行なわれており売上高の伸びとともに収益も好調だ。

全体を通じてみて、同じ業種の中においても個別企業によってかなり収益力の差があることが認められ、企業の経営努力によるところが十分大きいといえよう。

《問題点と今後の方向》このような事態を招いたことは、国際収支の改善にもかかわらず金融引締めが長期に過ぎたことによるものだが、構造的側面として開放体制への移行、労働力需要の変化などを契機とする産業構造高度化の急速な流れの中で、一部において設備過剰がみられたこと、一部企業のシェア競争によって市況の混乱がもたらされたことなどが主たる原因といえる。



昭和45年に開かれる

万国博とその歴史と意義

大阪万国博はいよいよ昭和45年に開催されることになったが、わが国の国際的な地位向上のためにも特に開催地が関西であるところに意義深いものがあります。ここにその歴史と意義を特集してみました。

沿革

創生期の博覧会は、十八世紀に欧州で大流行をみた美術サロンに続くものとして、その模倣の上に立って生れたものであった。十九世紀は、この産業博が、けんらんたる花を咲かせた時代であるが、しかし、はじめの頃は、そのすべてが国内的な行事であり、一八五一年にロンドンで開かれた博覧会が、いわゆる万国博の形体としての最初のものであった。この博覧会は三万坪あまりの敷地に三〇万ポンドの経費を投じ、一四四日間にわたって開催された。そして、一七、〇〇〇人の出品者と六〇〇万人にのぼる入場者を集め、二〇万ポンドに近い利益をあげたといわれている。

この成功に刺激されて、その後各国は競って万国博覧会を開催するようになりとくに第一次大戦後には国際協調機運の高まりを背景として、濫設の兆候すら呈するに至った。その結果、開催国および参加国の財政負担は増加の一途をたどりまた、運営の方法が拙劣なものや、個人的な成功をねらったものなどが現われて世間からきびしい批判を浴びた。これに対し、秩序のある博覧会の開催を保障しようとの努力も続けられた。すなわち、一九一二年にはドイツ政府の招きで各国政府代表がベルリンに会合し、いわゆるベルリン条約を調印したが、翌々年（一九一四年）の大戦勃発のため、各国での批准が事実上不可能となり、発効するには至らなかった。

ついで、ドイツ政府に代ってイニシアチブを握ったフランス政府の肝入りで、同年十一月十二日から二十二日にわたって、パリで関係国外交官会議が開催され、このときはじめて、万国博覧会条約が調印されたのである。

この条約では、国内博覧会にはもちろん、万国博覧会の中でも、次に掲げるものに対してはその適用を除外している。

◦美術博覧会。

◦会期が三週間を超えない博覧会。

◦国際的な集会と並行して開催され、その会期が三週間を超えない学術上の博覧会。

◦ある一つの国が自国以外の国においてその国の政府の同意を得て単独で開催する博覧会。

定義

公の又は公に認められた万国博覧会とは、展示のための催しであって、その名称のいかんを問わず諸外国が外交上の経路を通じて招請され、その主たる目的が一又は二以上の生産部門における各国の進歩を示すものであり、入場する際にして購買者と観覧者との間に原則として差別を設けないものをいう。

（注）博覧会と見本市の差異

見本市はあくまで商取引本位で貫かれる。ここから国際見本市は商品のオリンピックだといわれ、ここで競われるのはあくまで商品それ自体である。一方博覧会は、万国博覧会条約の第一条にあるように、その主たる目的は、一又は二以上の生産部門における各国の進歩を誇示する(demonstrate)ことにあるものであって、かつ入場の際バイヤーと一般入場者との間に、原則としてなんらの差別を設けないものである。

万国博覧会条約加入国

一九六五年三月現在、わが国を含め次の三三カ国が条約に加入している。

ソ連、西ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、カナダ、ベルギー、オランダ、オーストリア、スイス、デンマーク、スエーデン、ノルウェイ、フインランド、ギリシヤ、ポルトガル、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、ウクライナ、白ロシア、チェコスロバキア、チュニジア、モナコ、モロッコ、イスラエル、レバノン、ナイジェリア、ハンガリー、ハイチ、ニュージーランド、タンザニア、日本。

○最近の主要万国博の概要

一九六四、一九六五年 ニューヨーク世界博覧会

主催 一九六四、一九六五年ニューヨーク世界博覧会協会。

テーマ 「理解を通じての平和」

会期 一九六四年四月二十二日～同年十月十八日。
一九六五年四月二十一日～同年十月十七日。

場所 ニューヨーク市クイーニズ区フラッシングメドウ公園。

規模

敷地面積 約二六〇万平方米（約八〇万坪）
湖、駐車場その他を含め五四五万平方米（一六四万坪）

参加国数 外国 三九カ国
主たる参加企業三〇（企業館及び主催者施設一五〇館）

開催経費 約一〇億ドル（三、六〇〇億円）
入場料（大人）一九六四年 二・〇〇、一九六五年 二・五〇

一九六五年度 予想入場者数
三、七五〇万人（一九六四年度入場者実績約二、七〇〇万）

（注）本博は条約に基かない博覧会である。

カナダモントリオール国際博

主催 博覧会協会（政府の代行機関）

テーマ 「人間とその世界」

会期 一九六七年四月二十八日～十月二十七日までの六カ月間。

場所 カナダ国モントリオール市セントロレンス川一帯。

規模

敷地面積 三一七万平方米（約九六万坪）
駐車場面積 五〇万平方米（推定）
駐車台数約二七、〇〇〇台。

現在までの参加決定国
英、仏、西独、和蘭、オーストリア、ベルギー、モロッコ、ヴェネズェラ。

参加が予想される国
米、ソ連、スイス、ポルトガル、トルコ、イラン、オーストラリア、インド、中国、メキシコ、インドネシア、日本

予算の大要
総経費 一億六千七一〇万ドル（六〇〇億円）

予想入場者 三、五〇〇万人

（注）本博は一九五八年のブラッセル博に次ぐ第一種一般博覧会である。

万国博は国際行事のメイン・エベントと称されているように、諸国間の相互理解を促進するほか、国内的にも国民目標の設定、産業技術の振興、貿易観光事業の振興、地域開発の促進など、多大の効果の期待される大事業である。

わが国は昨年のオリンピック開催を契機に、国際的地位の向上と国造りの大幅な進展を実現させたが、この点万国博の開催は、オリンピックに優るとも劣らぬ経済的、社会的意義をもつものといえよう。とくに今やわが国は、本格的な貿易自由化を控えて対外的なPRがますます必要となりつつある時期だけに、その意義はとりわけ大きいと思われる。

従ってその経済効果は

1. 相互理解の促進
2. 産業の振興
3. 輸出の振興
4. 観光事業の振興
5. 地域開発の促進であるとされている。

大阪万国博覧会の計画案

開催年と会期

開催年は一九七〇年とする（昭和四十五年）会期は約六カ月を予定している。

博覧会の種類

万国博覧会条約にもとづく第一種一般博覧会とする。

参加の形式については、一九五八年ブラッセル万国博覧会、一九六七年モントリオール万国博覧会と同様無制限参加としたい。

開催主体

万国博覧会条約によると、博覧会は開催主体によって二種類に分かたれている。このうち、国が直接実施する場合は「公の」博覧会と呼ばれ、国によって認められた一般の団体が実施する場合は「公に認められた」博覧会と呼ばれている。

一九七〇年万国博覧会は後者であり、開催準備のための諸事業を実施するため民間団体が設立される予定である。

過去の国際博覧会一覧表

年次	会名	開催地
1900年	パリ国際博覧会	パリ
1901年	グラスゴー国際博覧会	グラスゴー
1902〜3年	国際博覧会	ハノイ
1904年	セントルイス国際博覧会	セントルイス
1905年	ポーランド国際博覧会	ポーランド
1905年	リエージュ国際博覧会	リエージュ
1906年	ミラノ国際博覧会	ミラノ
1907年	ジェームスタウン国際博覧会	ジェームスタウン
1908年	英仏博覧会	ロンドン
1908年	国際装飾技術博覧会	ペテルスブルグ
1909年	アラスカ・ユーコン太平洋博覧会	シアトル
1909年	ハドソンフルトン祭	ニューヨーク
1910年	日英博覧会	ロンドン
1910年	ブリュッセル国際博覧会	ブリュッセル
1911年	イギリス美術勧業博覧会	ロンドン
1911年	国際衛生博覧会	ドリスデン
1912年	国際発動機博覧会	コペンハーゲン
1914年	南洋スマラン博覧会	スマラン
1915年	パナマ太平洋国際博覧会	サンフランシスコ
1922年	ブラジル博覧会	リオデジヤネイロ
1924年	大英帝国博覧会	ウエンブレー
1925年	パリ美術工芸国際博覧会	パリ
1926年	アメリカ独立150周年記念フイラデルフィア国際博覧会	フイラデルフィア
1930年	ベルギー独立100周年記念リエージュ産業科学国際博覧会	リエージュ
1930年	ベルギー独立100周年記念アントワープ殖民海洋国際博覧会	アントワープ
1931年	パリ国際博覧会	パリ
1933年	進歩の一世紀シカゴ国際博覧会	シカゴ
1935年	ブリュッセル国際博覧会	ブリュッセル
1936年	五大湖博覧会	クリーブランド
1937年	芸術および技術生活パリ国際博覧会	パリ
1939年	ワシントン大統領就任150周年記念ニューヨーク国際博覧会	ニューヨーク
1939年	ゴールデンゲイト完成記念サンフランシスコ国際博覧会	サンフランシスコ
1940年	紀元2600年記念日本万国博覧	東京（中止）
1951年	英国博	ロンドン・グラスゴー他
1958年	ブラッセル国際博覧会	ブラッセル
1962年	シアトル21世紀博覧会	シアトル
1964〜5年	ニューヨーク世界博覧会	ニューヨーク
1967年	モントリオール国際博覧会	モントリオール（予定）
1970年	大阪万国博覧会	大阪（予定）

なお開催準備のため、近畿二府六県の知事、議長、商工会議所会頭、京阪神三市の市長、議長ならびに東西の財界団体代表らを構成メンバーとして、「大阪万国博覧会準備協議会」が結成されており、政府に対し開催申請書を提出した。代表世話人には、左藤大阪府知事、中馬大阪市長、小田原大阪商工会議所会頭が選出され事務局長に前通産省繊維局長新井真一氏が就任し、準備委員会事務局は大阪市東区本町四御堂ビル四階に置かれた。

会場

会場として予定している吹田市千里丘陵は、緑に恵まれたなだらかな丘陵地で、産業経済貿易の中心大阪、神戸、文化学術の中心京都、文化財の中心奈良を周囲にひかえ、大阪市の北郊約一〇キロメートルの位置にあり、神戸、京都、奈良より約三〇キロメートル〜三五キロメートルの圏内にある。

なお、会場敷地は約三三〇万平方米（一〇〇万坪）を予定している。

会場整備の構想

会場の整備については、一九五八年ブラッセル万国博覧会、一九六七年モントリオール万国博覧会の会場計画を参考にしつつ、第一種一般博覧会を開催するにふさわしい会場とするよう整備を進めるが、これが具体的計画にあたっては予定地のすぐれた自然的景観を生かし魅力あるものとしたい。

会場への輸送

道路

会場予定地の付近を名神高速自動車道路が通っており、これは将来日本本土を縦貫する道路の一部分となる予定である。

将来会場への主要な幹線となる中央環状線の建設が進んでおり、この道路は将来名阪道路ともつながる。

また、会場と大阪都心を結ぶ幹線としては、御堂筋線延長の計画が進みつつある。

鉄軌道

会場予定地は、東海道新幹線の新大阪駅に近く、また周辺には私鉄も通じている。更に予定地への私鉄乗入れ、大阪市営地下鉄の延長等の計画が進められている。

来場者見込

延約三、〇〇〇万人を予定している。うち諸外国よりの観覧者は約一二〇万人を見込んでいる。

今後の見通し

日本国政府は、去る四月二十二日パリの万国博覧会事務局に対し開催申請書を提出した。そして、本申請は去る五月十二日に開催された理事会において正式に受理され、同時に、わが国を除く加盟三二カ国に対して、この旨通報された。

開催国は従来ヨーロッパ、アメリカに限られていたので、東洋感覚を盛込んだ新しい性格の博覧会が期待される。

開催まであと五年の余裕はあるものの、国際的な常識からは一〇年程度の準備期間が必要とされているだけに、今後に挙げての協力体制をもって、準備が行なわれなければならない。日本文化発祥の地近畿において、アジアで初の万国博が立派に開催されることを祈るものである。

— 14 —

本所議員 長沢恒二氏 逝去さる



本所議員長沢恒二氏（共同印刷工業株式会社社長）は、去る八月三十一日急逝され、九月二日十輪院に於いて告別式が執行されました。（享年六十四才）同氏は、本所議員として、又、工業部会運営委員、中小企業対策委員、税制金融委員として、当所運営に尽力され、尚、印刷業界の為に多大の貢献をされました。氏の急逝は誠に痛惜の極みであります。茲に謹んで哀悼の意を表します。

近畿商工会議所 連合会総会開催

近畿二府五県五十五商工会議所で構成する近畿商工会議所連合会（会長小田原大阪会頭）は、去る七月二十六日午後三時から大阪商工会議所で総会を開き、会員各会議所の会頭、副会頭および専務理事ら凡そ一三〇名が参集、当所から河合副会頭並びに中村専務理事が出席した。

会議は大阪小田原会頭を議長として開催、昭和三十九年度の事業及び決算報告と同四十年度の事業計画及び予算並びに会費徴収案を審議承認ののち常任理事を改選、次いで近畿圏整備に関する諸計画および一九七〇年に大阪で開催計画中の万国博覧会に関する準備と協力について協議した。

なお、任期満了による常任理事の改選で本県では中村専務理事が選任せられた。

奈良観光土産品連絡協議会 「土産物まつり」 開催案を決める

県食品衛生協会、市観光協会、商工会議所土産品連盟で組織されている奈良観光土産品連絡協議会では、九月三日午後二時より奈良商工会議所ホールにて評議員会を開催し、今秋実施予定の「土産物まつり」について、概要次の様な開催案を決定し広く観光客に対し、奈良の優良土産品の紹介をすると共に地元の人々にも土産品の認識を一層深めて貰うことになった。

土産物まつり（9月25日 10月3日）

開催に関する決議事項

一、優良土産品展示コーナーの設置
1. 南都銀行ウインドー
2. 近鉄奈良駅前奈交商事売店
3. 商工観光館コーナー
4. 商工会議所コーナー
5. その他のコーナー

大仏前通り、国鉄駅前、三笠山麓等の土産品販売店内

二、土産物ポスターの掲示

三、飾り付け提灯の設置

尚ポスターは関東地方各学校宛発送P・Rすることになった。

— 15 —

【解　説】

下請代金支拂遅延防止法の改正要点

下請代金支払遅延防止法の改正はさきに国会を通過し、去る七月十日から既に実施に移された。従来は立場の弱い下請企業より申告によって初めて摘要されるという非現実的な法律であったのが今回の改正により関係庁が主として大企業に対し直接取引条件に対し常に掌握する方法をとると共に、契約書面の義務付け、勧告、公表等により強力に律するという強い改正が行なわれた。この主たる改正点を参考までに収録した。

第一条　（法の目的）

先ずこの法律の目的はどこにあるかというと、この法律は要するに、親事業者と下請事業者が対等の立場で取引出来るように、つまりその取引に際して対等ならばこういうような不利な扱いは受けないであろうという対等な立場に法律上立たせることが目的で、親企業者と下請企業者との公正な取引を通じて下請事業者の利益を計る。公正な取引の実現ということを狙っているのであり、この考えの基にはやはり独占禁止法の公正取引を確保するという考えがある。具体的には、独占禁止法の不公正な取引方法の中に、経済的に優越している事業者が、自分の優越した地位を利用して経済的に自分より劣っているものと取引する場合に、相手方に不当な条件を押付けるのを禁止している条文があり、これに基づきこの法律が出来ている。

第二条　（定義）

この法律の定義規定になっており、親事業者とはどういうものか、下請業者とはどういうものか、下請取引の対象となる行為とはどんな行為か、など色々な規定がありますが、先ず親事業者と下請業者との間にどういう行為があったら下請取引になるかというと、これがこの法律の適用の範囲の問題となりますが、これは既に現行法でご存じのように製造委託、ないし修理委託、委託というのは、人にものをこうやってくれと頼むことであり、親事業者が下請業者に或るものを造ってくれと注文することで、或るものとは完成品であろうと部品であろうと何んでもかまいません。〝あるもの〟というのは法律的には物品という言葉を使っており、物品というのは有体にしかるもの、ということであり、動産ということであります。これに依ると土木建設などの取引はすでにこの法律からはずれている訳です。本来、下請という観念は土木から出ている訳ですが、土木建設関係は特殊な分野で、別途に建築業法というのがありこれにより取締っているので、この法律からはずれております。それ以外に動産、物では何んでもかまいません、親事業者が自分で造って売っているもの、或るいは他所から製造を請負って来ているもの、その部品と全部とを問わずそういうものを下請業者に造ってくれと頼む、この行為が製造委託であります。修理委託というのは、自分が修理をしている修理業者が、自分の修理行為の全部或るいは一部を又次の修理業者に請負わせる。

これが修理委託で、この二つの行為がこの法の適用の対象になる訳です。それでは親事業者というのはどういうものかというと、最初の法律では資本金が一千万円を越える法人たる事業者。資本金又は資本の額をいうものは、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社、或るいはその他組合などを含んでいる訳で、代表的には株式会社であり資本金が一千万円を越えた事業所が資本金一千万円以下の事業者又は個人に、製造委託ないし修理委託をする場合に、一千万円を越えた法人たる事業者が、この法律では親事業者であり、注文をもらう方の資本金一千万円以下の個人又は会社が下請事業者というように区別していた。その後昭和三十八年に、経済規模も拡大して資本金が一千万円を越えていても実質的には下請事業者であるという法人がかなりあるので、これらが保護されない場合は困るではないかということで、下請企業者の、下請事業者となれる範囲を資本金が一千万円を越えて、五千万円以下のものも、下請業者になり得る、という規定を置いたのです。この場合には、資本金が五千万円を越えた事業者から注文をもらった場合にかぎり下請事業者になり得る。従って資本金三千万円同志の会社が取引してもこの法律の適用はない。但し資本金が五千万円を越える大きな事業者から注文をもらった場合には、資本金が一千万円を越えて五千万円以下の事業者でも、下請事業者となり得る。資本金が一千万円を越えて五千万円以下の会社は下請事業者であると同時に、親事業者ともなるのは、検査をするとしないとにかかわらずというように限定し、とに角下請事業者が注文を受けた品を指定の日に親事業者の指定する場所へ持参したら、それが給付であって、その日を起算日とする。検査はその後で、或るいはしなくともよいが、とにかく、下請事業者としては、その日を支払期日の起算日とするというように決めたこと、従来はこの方針で運用はしていたが、一部に検収しないものは受領と認めないということで受領に上げない親企業があったので、今度は明文で下請事業者が、親事業者の指定する日に指定する場所へ品物を届けたら、その日から支払日の起算が始まるということになりました。

第三条　（書面の交付）

これを発行させることにより、親企業の発注の態度を正すことになり、いいかげんな注文は出せない、そして四条の違反の行為があった場合はこれが証拠資料になる訳ですから、ぜひこれはもらって戴きたい。従来はこの書面の交付については罰則がなかったが、今度はこれを改めて、もし出さない場合は三万円以下の罰金という罰則をもうけて強制することになった。更に書面の内容についても、従来は極めて簡単で、給付の内容と下請代金の額と支払期日の三つだけ書けばよい訳です。

次に法律ではトンネル会社の定義が置いてあり、トンネル会社も親事業者になれるという規定を置いてあります。これは条文が非常に読みづらくてこれを読んだだけではよく解らないので、後ほど別途にトンネル会社の説明をしたいと思います。次に支払期日の起算日の問題であります。

これも二条の定義の中に入れてあり、現行法では親事業者は下請事業者から給付を受けた日から六十日以内に下請代金の支払をしなければならない、もし下請代金の期日の定めがないときには、給付を受領したその日を下請代金の支払日とする。

或るいは六十日以上の長い支払期日を決めた場合には六十日をもってその支払期日とみなす、その先きはもはや支払遅延であるという規定がある。給付を受領したならば必ず六十日以内に現金、又は正常な金融機関で割引ける手形を交付して支払いをしなければならないということになっているが、一番大事な起算日がはっきりしない。六十日に解っているがいつからであるか、給付の受領というのがあるが、給付の受領というのはどういうことかこれに付き色々異論がありましたので、今回ははっきりと給付の受領とい

ばならない事項であり、これが最初の法律では四つありました。その後四つではということで、三十七年の改正ではなお更に三つ加え、七つになった訳ですが、今回更に二つ加えてこれで九つになりました。この九つの事項を中心にして、こういう事項の違反がないかどうか、違反を一掃する為にこの法律があるのであって、他の規定はすべてこの条項をどういう風に生かして行くか、どういう様に使ってその法律の目的を達成させるかという補助規定に過ぎないのです。最初にこの法律が出来た時には四つだけであり、先ず第一番は受領の拒否ということであります。注文を受けて下請事業者が持って行った時、親事業者の方でいらないと言って受取らない場合があります。将来の経済の拡大等を見込んで余計に注文をしておく、ところが見込み通りに行かない時、そのシワ寄せを下請企業に持って行く場合がよくあります。これを禁止したのが受領の拒否の禁止であり、親企業の一方的理由によりことわられてしまうのを禁止しておる訳です。但しこの中に下請企業者の責によりとあり、下請企業者にそれだけの責任がある場合は別であります。この具体的内容とは、例えば親企業が注文したのにその注文品と違った物を持って来た場合、又注文の数量より多い品物を納めようとした時、こういう場合には受領を拒否されることもある訳です。なおその他には、納期に非常に遅れて親事業者が実際現実にはいらなくなったということで受領拒否されるといったことも下請事業者の責任です。又自分の方の金融の都合で納期より早く持って行って早く金をくれというこういう場合にも受領を拒否されてもやむをえません。それ以外の理由で親事業者が注文をしておきながら、自分の方の理由で一方的に契約を取り消すということは出来ません。これと裏腹になる規定が受領後の返還であり、受領の拒否を逃れる為なら一度受取って後に返せばいいではないかというような手を使うといけないので受領した以上は返してはいけない。これが四番です。次に一番大事なのが二号の下請代金を支払期日後になお支払っていないこと、これが下請代金の支払遅延であり、三十一年の法律では下請代金を遅滞なく支払わないこと、と漠然とした規定であったが今回の改正では下請代金の支払期日を法律上明記したので、下請代金をその支払期日を越えて支払っていない時、これが支払遅延の状態で、この法律でも一番使われる条文です。

次は三番目ですが、これは不当な値引きであります。つまり最初に値を決める時はいくら安くきめられても不当な値引きにはならない。例えば十円のものを五円で造れと言われて承知した場合は不当な値引きとはならない。要するに始めに決めた値段を、支払う段になって、一円でも負けろという場合に不当な値引きになる。初めに非常に安い単価を申し出ることは、あとに出てくる買いたたきの方で押えている訳で、この不当な値引きとは下請業者に責任がないのに、初めに決めた単価を値切られた場合が不当な値引きで、広い範囲では、市中の金融機関で割引けないよう手形をもらって、これを高利貸しで割引いたら高い割引料を取られた、こういう場合には、その分だけは不当な値引きになるということであります。四は受領の後の返還で、これはだめであります。

五番目は、三十七年の改正で追加された買いたたきの場合であります。物には一定の相場があると思うのですが、市中のどこで造っても十円であるというようなものについて、これを五円でやれとか、非常に市価より安い価格で買いたたく場合、これがいけない。もう一つは納める品物に関係ないものを買わせることで、下請業者が納める品物に関係なく、その見返りとして物を買わせる訳で、例えば自動車会社が下請業者に対して自分の所の自動車を買わず、そうしないとお前の所の品物を受取ってやらないというような場合、そういう購入を強制することがいけません。

七番目には、報復処置、従来はこういう規定はなかったのですが、親事業者が違反をしている場合には下請事業者は公正取引委員会、中小企業庁、或るいは地方の公共団体にその旨を告げればよい訳で、それらの機関がもしそういう通告を受けたら、直ちにそれを一つの事件として処理する義務がある訳です。下請事業者も出来るだけ報告してもらいたいものです。もしそうしまして、親事業者の方が余計なことをしてくれたということで、出入りを止めるとか、注文を減らすとか、そういう報復処置がこわいためしなかった訳です。今度は匿名で結構ですからどんどん申告して戴きたいのです。もしそういうことのために取引の停止を喰ったとか、或いは注文を減らされたとかいうことがあれば、それを元に戻してやろうというのが、この七号の規定であります。今までは四条の一項の一号～七号までででありましたが、今度は四条の二項を新設し、そこに二つの親企業者のしてはならない行為を追加したのであります。

一つは早期相殺の禁止、これは親企業

者が下請企業者に材料を有償で支給する場合があるのは、これは止める事は出来ないのであり、その行為そのものを取締るのでなく、有償支給をしておき、下請事業者がその材料を使って製品を造って、それを納めて六十日以内にそれに対する代金をもらう時に、始めて材料代を払えばよい訳です。今までは材料を先に支給しておいて、その前の製品の支払代金から差引いてしまうというような行為があった。これは下請事業者にとって非常に不利である。ということで今度はそういうことがないようにとここに禁止規定を入れた訳です、これはなお、それを確認するために第三条の書面にもその保護として書かした訳です。第二項の二号は、下請代金の支払いに手形を用いた場合には通常の金融機関で割引ける手形、これは現実的には一二〇日と見ていますが、一二〇日よりも長い手形を振り出してはならないというように解釈して戴ければよい訳です。

以上の九つが親事業者が下請事業者と取引するに際して守らなければならない事項、いわゆるこういうことに違反すれば不公正な取引になるということで、これを親親事業者に守らせることにより、親事業者に下請事業者との取引を公正にさせる、それを通じて下請事業者の利益を守るというのがこの法律の目的であります。

第五条　（書類の作成保存）

五条は別に条文の改正はなく、従来通りで親企業者が下請事業者との取引の実態を明らかにするための帳簿を備え付けておかなければならないということです。これは従来は罰則がなかったのですが、今度はこれを備え付けてない時は三万円以下の罰金、という罰則をもって強制します。

第六条

本条は少しも変っておらず、これは中小企業庁と公正取引委員会との関係を表わしております。

第七条　（勧告、公表）

本条は今度改正になりました。七条というのは、公正取引委員会が四条違反に対してどういう処置を取るかということであり、勧告と公表の二つの手段により親事業者を規制して行く訳で、従来は公正取引委員会が勧告することが出来る。或るいは公表することが出来る、という表現でありましたが、今度は勧告するものとする、或るいは公表するものとする、となっており表現が少しきつくなっております。勧告することが出来る、或るいは公表することが出来るという場合には公正取引委員会にかなり裁量権があった訳です、ところが、今度は勧告するということで、その裁量権の巾が非常に狭くなっており、もう一つは六十日過ぎると親企業者はその滞っている代金の遅延利息を払わねばならない。これは公正取引委員会規則で日歩四銭になっている訳ですが、こういう規定になっているのにかかわらず今までこれを払った親企業者がなく、又下請事業者もこれを請求したことがない。これは支払わせる為の方法をこの法律に書いてなかったからで、無理に支払いを請求する場合には民事訴訟をやらなければならない訳で、こんな馬鹿なことはない訳です。ですからこれが空文だった訳です。今後はこの遅延利息についても公正取引委員会がその支払いを勧告することが出来ることになっています。

第八条

本条は公正取引委員会が支払い遅延、その他の四条違反に対して公正取引委員会の勧告を受諾したら独占禁止法の手続はとらないという念のための規定で、どうにでもしてくれという会社には更に独占禁止法で審判、一種の裁判をやり、そこまで追求するという規定であります。

第九条　（報告、検査）

・九条も変っておらず、これは公正取引委員会なり中小企業庁が下請事業者、或るいは親事業者の事業所に立入検査が出るという規定で、これが無かったら公正取引委員会なり中小企業庁なりが実際この法律を運用して行くことは出来ない。

この法律が出来た時に公正取引委員会と中小企業庁とが覚え書きを取りかわし、下請事業者に対しては中小企業庁が担当し、親事業者には公正取引委員会が担当する。そして両者の調査を常にチェックし合う、というようにその分野を明確にしてあり、両者の調査結果を互いに知らせ合うようになっていた。今度更に中小企業庁が、親事業所を立入検査出来るという規定になりました。これは要するに中小企業庁としては、主として下請事業者の修理情況を把握しておく必要上、たまたま親事業所の立入検査をする必要があるということで、そういう規定を置いた訳で、これらの規定は四条を充分守らせる為の補備規定であります。

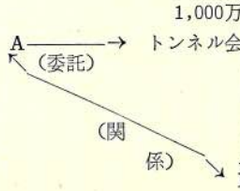
一〇、一一、一二条は、これは、罰則であります、今までは三条の書面の交付と、五条の親事業者の帳簿の準備に付いては罰則がなかったが、今回改めて罰則をもってこういう書面は必ず交付しなければならない。書類は必ず備えておかなければならないというように改正になりました。

なお最後にトンネル会社の説明を加えると

トンネル会社

トンネル会社とは、いわばこの法律をもぐるために作られた会社で、一番解り易い原始的な形で表わすと、資本金が一千万円以下で、親企業から注文をもらって来て、自分の所ではほとんど何にもやらないで、下請事業者に流る訳です。すると、トンネル会社が一千万円以下ですので、これと下請業者との間の取引は、改正前のこの法でいう親と下請との関係は成立せず、下請法の適用はないことになります。下請代金がいくら滞ってもこの法律の四条の適用はない訳です。こういうようにして親事業者が自分の責任を逃れてしまう。これがトンネル会社の狙いであります。このトンネル会社については定義の中の五号にある訳で、トンネル会社の資格というのは(1)資本金が一千万円以上の会社が作るものである。(2)その会社から役員の任命と業務の遂行、或いはその会社の存立について支配を受けるもの。(3)親企業から製造ないし修理委託を受けて、しかもその大部分をさらに再下請に出すという会社がトンネル会社であります。

改正法ではトンネル会社の親会社と下請業者との関係を直接みて、その関係が親と下請の関係であれば、トンネル会社と下請業者との間にこの法律の適用を受けることにしたもので、以上を図示すると、



AとBとの関係が、親と下請との関係になる場合にはトンネル会社をBの親企業とみなしこの間に下請法が適用される。

以上で今回の改正と現行法と対比して説明致しましたが、下請法というのは公正取引という観念を中心にして運用されており、その具体的表われが四条であり、それを中心に下請企業者の利益を守るということであり、それでは取締りだけを厳重にして行けばこの法律はうまく行くかというとやはり親企業の協力がなければ非常にむつかしい問題です。下請小委員会の答申においても、適正な下請企業を持つことが親企業にとっても非常な利益になるんだということをよく親企業に理解させねばならない。ただ社会正義の念に訴えただけではこの問題は解決しない。立派な下請企業を持つことにより、自分達も利益を受けるということがよく解って来れば、親企業としても、もっとこの法律に対し協力も得られる訳で、又一方下請企業としても単に法律に頼っているだけでなく、自ら合理化努力ということもやって景気の悪い時は自分もつらいが相手もつらいのですから、そこを何とか切りぬけて行く努力も必要ではないかと思います。

下請代金支払遅延等防止法

(目的)

第一条　この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行なう販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は業として行なう物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造を業として行なう場合にその物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託することをいう。

2　この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行なう場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3　この法律で「親事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二五八号）第十四条に規定する者を除く。）であって、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの。

二　資本の額又は出資の総額が一千万円をこえ五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であって、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの。

4　この法律で「下請業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であって、前項第一号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの。

二　個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であって、前項第二号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの。

5　資本の額又は出資の総額が一千万円をこえる法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託又は修理委託を受ける法人たる事業者が、その製造委託又は修理委託に係る製造又は修理の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第三項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託又は修理委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託又は修理委託をする当該事業者から直接製造委託又は修理委託を受けるものとすれば前項各号の一に該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

6　この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に対し支払うべき代金をいう。

(下請代金の支払期日)

第二条の二　下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2　下請代金の支払期日が定められなかったときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

(書面の交付)

第三条　親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定まらないことにつき正当な理由があるものについては、この限りでない。

一　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二　下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五　下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六　下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

七　親事業者が第一号もしくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2　親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一　自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金

の支払期日により早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二　下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引きを受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

（遅延利息）

第四条の二　親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは下請事業者に対し下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類の作成及び保存）

第五条　親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他の事項について記載した書類を作成し、これを保存しなければならない。

（中小企業庁長官の請求）

第六条　中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告等）

第七条　公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことを勧告するものとする。2公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引り取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことを勧告するものとする。

3　公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号の一に該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

4　公正取引委員会は、第三項の規定による勧告をした場合において親事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第八条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条の規定は、公正取引委員会が前条第一項から第三項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従ったときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

（報告及び検査）

第九条　公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三条の規定による書面を交付しなかったとき。

二　第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したとき。

第十一条　第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎公正取引委員会規則第三号

下請代金支払遅延等防止法第五条の規定による書類の作成及び保存に関する規則

第一条　この規則において使用する用語であって、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）において使用する用語と同一のものは法に於いて使用する用語と同一の意味において使用するものとする。

第二条　法第五条に規定する書類には、下請事業者別に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　下請事業者の給付の内容及びその給付の受領の年月日

二　下請事業者の給付について検査をした場合は、検査の終了の年月日、検査の結果及び検査に合格しなかったものの処理

三　支払うべきことの確定した下請代金の額

四　前号の額に変更のあった場合は、増減額及び変更の理由

五　下請代金の支払の年月日、支払額及び支払手段の種類

六　下請代金について手形を交付した場合は、手形の交付の年月日、手形金額及び手形の満期

七　下請代金について相殺が行なわれた場合は、相殺の年月日、相殺額及び相殺が行なわれた下請事業者の債務の内容

八　支払又は相殺が行なわれた後の下請代金の残額

九　遅延利息の支払年月日及び支払額

2　前項の事項は、その相互の関係を明らかにして、各別紙に記載することができる。

第三条　前条の記載事項の記載は、それぞれの記載事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、すみやかに当該記載事項についてこれを行なわなければならない。

第四条　法第五条の書類の保存期間は、前二条の規定による記載事項の記載を終った日から二年間とする。

◎公正取引委員会規則第四号

下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項に関する規則

第一条　この規則において使用する用語であって、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）において使用する用語と同一のものは、法において使用する用語と同一の意味において使用するものとする。

第二条　法第三条の書面には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。

一　製造委託又は修理委託をした日、下請事業者の給付の内容並びにその給付を受領すべき期日及び場所

二　下請事業者の給付の内容について検査をしようとする場合は、その検査を完了すべき期日

三　下請代の金額及び支払期日

四　下請代金の支払につき手形を交付しようとする場合は、その下請代金の額のうち手形の交付に係る額の占める割合及びその手形の満期

五　当該製造委託又は修理委託に関し原材料等を自己から購入させようとする場合は、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法

第三条　前条各号に掲げる事項が一定期間における製造委託又は修理委託について共通であるものとしてこれを明確に記載した書面によりあらかじめ下請事業者に通知されたときは、その事項については、その期間内でその通知がされた日から一年をこえない期間内におけるその製造委託又は修理委託に係る法第三条の書面の記載は、その通知したところによる旨を明らかにすることをもって足りる。

景気の不況対策としての金融面における信用保証について

奈良県信用保証協会
専務理事　胡内郁蔵

日本銀行は、六月二十五日公定歩合の引下げと、市中銀行に対する窓口規制を廃止し、さらに預金準備率を七月十六日から引下げることにした。公定歩合の引下げは、一月及び四月に次いで三回目で各々一厘づつの引下げである。一月と四月の二回の引下げは、前回引上げた公定歩合を元に戻す引締め緩和策であったのに対し、六月の引下げは、不況対策としての性格をもっているものである。

一方、政府も深刻化する景気の不況に対処するため、一般会計の公共事業を中心に財政資金の繰上げ支出の実施、中小企業向け政府関係三金融機関の融資拡大等を考慮されている。

然し、景気の不況は、かなり深刻で容易に回復するものとも思われず、生産は依然として低迷し、製品の在庫は減少せず寧ろ上昇する傾向さえ見られる。さらに、企業倒産は高水準を続けており、本県の中小企業者においても、取引先の倒産、手形の不渡り等に因り連鎖的倒産をするもの、或は、営業不振に陥いるもの、或は亦、受注及び売上高の減少、取引条件の悪化等に因り、資金繰はかなり窮迫し、今後の事業経営に不安定の状態にあるものも尠くないようである。

これ等の業者は、政府の需要換起のための財政政策に一応の望みをもっているようであるが、これらの施策が、本県中小企業者に浸透するには容易でなく、又、その期待が充分に実現しうるかについては、甚だ予測出来難いのである。

仍て、これら中小企業者の資金繰りを出来うるだけ緩和し、企業経営の安定を図り、この不況時を乗り越え、将来の発展に寄与するための金融施策を講ずることが緊要なこととなってくるのである。

奈良県信用保証協会としても、信用補完の機関としてこれ等中小企業者の経営の安定を図るために、中小企業経営安定資金特別保証制度の創設につき、目下種々検討中で関係各方面とも充分連絡して援助協力を求め、出来うる限り実現の早きを期しているのである。

就ては、これが特別保証制度の創設について、検討を要し考慮すべき主なものは、本制度の性質上、次の事項であるが、何れにせよ、この制度が利用者の便益となり、制度所期の目的を達成するためには、本信用保証協会の自力のみでは不充分であって、国、県、金融機関等よりの特別なる援助協力が強く必要とされるのである。

一、対象企業の範囲（本制度利用者の資格をどうするか）
二、保証金額（保証限度を設けるかどうか）
三、保証期間（一年以上とするかどうか）
四、保証料率（普通保証率より低率にするかどうか）
五、返済方法（返済につき据置期間を設けるかどうか）

〈お知らせ〉

政府三公庫の貸出し金利引下げについて

商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫の政府金融機関は、政府の景気刺激策の一環として、九月一日より貸出金利の引下げを実施した。三機関の貸出金利引下げの内容は次の通りである。

▽ **商工組合中央金庫**

① 一年未満は五厘引下げ、組合員貸し日歩二銭三厘五毛、個人貸し日歩二銭四厘とする。

② 一年以上は組合員貸し、年八分九厘、個人貸し年九分とする。（一年以上二年未満は現行年率より一厘、二年以上は三厘の引下げとなる。）

▽ **中小企業金融公庫**

① 一般貸付は従来の年率九分を八分七厘（日歩二銭三厘八毛）とする。

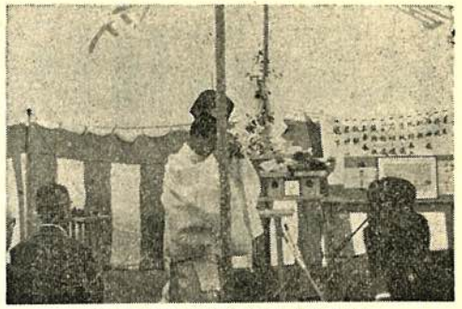
② 特別貸付（近代化資金、特定機械工業向けなど）のうち貸付金額が五千万円以上八千万円までについては、従来の年率九分を八分七厘とし、五千万円未満は従来通り年率八分五厘とする。

▽ **国民金融公庫**

① 普通貸付け更生資金再貸付けは年率八分七厘（三厘引下げ）とする。

② 引揚げ者国債、恩給、遺族国庫債、特別給付金などの各担保貸付け、更生資金貸付けは従来通り、年率六分を据え置く。特に国民金融公庫では中小企業者が利用することを要望して居りますのでお気軽に窓口においで下さい。

中小企業従業員共同宿舎の建設進む



穿初の儀を行なう河合建設委員長

かねてより嘱望されている中小企業従業員共同宿舎（独身寮）は市内尼ケ辻町（敷地二、〇五七㎡）に去る七月十日起工式を厳粛に挙行、その工事は急ピッチに進められている。

来年一月末にはクリーム色鉄筋コンクリート三階建の近代的な共同宿舎が出現する。

居室四十四室、収容人員一七六人が明るい環境のもとに起居をすることになり、中小企業における厚生部門に画期的な役割を果すものである。

奈良県産業訓練協会

昭和四十年度新役員決まる

昭和四十年度奈良県産業訓練協会総会は、去る八月九日午後三時より商工会議所二階ホールにて県職業安定課永田課長を来賓に迎え開催された。以下にその概要を報告します。

一、日時　八月九日　午後三時
一、場所　商工会議所二階ホール
一、出席　吉川会長他九名
一、来賓　県永田職業安定課長
一、議件
1. 昭和三十九年度行事報告と決算報告の件
原案通り可決承認（詳細省略）
2. 昭和四十年度行事計画と予算書案審議の件
原案通り可決承認（詳細省略）

本年度事業はTWI・MTP等の監督者訓練を中心に必要に応じて各種教育訓練を織り込み協会本来の事業を積極的に推進することに決定

3. 役員改選の件以下に本年度新役員をご紹介致します。

会長　吉川　島次　奈良吉川産業(株)
副会長　酒井　直寿　奈良交通(株)
〃　小山栄之助　小山(株)
常任理事　中村　貞三　奈良商工会議所
理事　河野　茂雄　関西電力(株)奈良支店
岸井　英夫　近畿電気工事(株)奈良支店
中根　勝　(株)天理時報社
木村　浩三　中井金糸工業(株)
宮崎　昭　奈良トヨペット(株)
村義　彰　椿本鋼球製造(株)
松村　博司　桜井公共職業安定所
山本　輝実　アングル工業(株)奈良工場
辻内　寛　奈良紡績(株)
深田　一行　県靴下工業協組染色工場
福井　庄八　(株)勝栄堂
乾　太郎　(名)奈良明新社
加藤　俊次　正強学園
監事　松川　一男　(株)平井真美館
上田　慶司　(株)南都銀行

奈良商店共済会総会開催さる

奈良市内主要商店街の約五〇店舗によって構成されている奈良商店共済会では、去る八月二十五日奈良商工会議所ホールに於いて昭和四十年度通常総会を開催し、役員改選について左記の通り旧役員の留任を決定すると共に、今後の運営方針についても終始活潑な意見を交換した。

記

新役員名（敬称略）
会長　福田　楢蔵(株)アラナラ社長
副会長　南口　豊治(株)南口商会会長
〃　細田　義雄(株)天義堂社長
理事　橋本　蔵治(株)橋本商店社長
〃　黒川　清　黒川時計店
〃　上村　次郎　万勝堂
〃　上川　雅庸　上川光進堂
監事　今来　勝(資)寿屋
〃　春田庄治郎　かにや

現場と技術部が対立

【問】 私のところは建設業ですが、最近受注も増え一応の組織はできていますが、どうも内部の統制がとりにくくて困っております。とくに困るのは現場関係の者と技術関係の者とがしっくりいかないことです。現場のものは創業当初からいるせいか多少仕事を技術関係のものにかぶせている傾向があるのですが、これを一度に職務分担という形へもってゆくにはまだ無理があるようです。こういった状態においてどのような処置が適当でしょうか。（奈良市京終町・K生）

【答】 要するに組織づくりの不充分が問題であるわけですが、急激に仕事の量が増えた中小企業の場合よくある問題です。対策をたてるためにはその原因に応じて行う必要がありますが、各部の意見を明確にするために意見伝達の系路を確立する必要があります。これによって現場の無理を抑えることが可能でしょう。またこれと並行して定期的に委員会といったものを設け、その取りきめを会社運営の指針としてゆくことがよいと思われます。そして現場、技術部にかかわらず公平な仕事分担を常に行いうる体制を整備すべきです。その結果決定された事項については分担した部の代表者（部長）に責任をもって処理させることです。

これがなければ下部がいかに組織によって仕事をしようとしてもそれは不可能であり、混乱はまぬがれないでしょう。

問屋心理について

【問】 よき問屋とよき取引きを行なうために問屋心理を検討することが肝心と思います。参考になることをお知らせ下さい。（奈良市下三条町・M生）



【答】 多くの小売店はよき問屋を探すのにひとかたならぬ苦労を続けてこられたことと思います。しかし探したばかりでは多くをのぞめません。よい取引きを行ない、繁栄の道を歩むためには、やはり問屋心理を研究し、それにあった取引き方法をとるがこと賢明といえましょう。

まず知っておきたいことは、小売り店がよき問屋を求めているとともに、問屋側にたって、問屋もまたよき小売り店を探しているのだということです。このことから考えられることは、問屋から選択されるようなよき小売り店であるように努力することの必要性です。

終戦直後の混乱時代には、焼かれ、あるいは疎開などがあり、統制経済の網をくぐって儲けることもできたでしょうが、いまやそうはいきません。真面目に取引きし、相手方取引きから信頼されるだけの力をもっていないといけません。

また上手に取引きするには相手方の心理状態をよく考えてそれにあったように取り引きを行なうことが大切です。

信用ある小売り店は掛でもじゅうぶんに商品がはいる時代です。あの問屋は立派だから取り引きしたいからと思っても、問屋の方から相手にされないようでは何にもなりません。

では問屋の気持ちはどんなところにあるかをここで検討してみましょう。

問屋はよりよい得意先をつかんではなしたがらない＝問屋が商人である以上、より多くの商品を売りたいという気持ちをもっていることは当然です。この意味から、問屋はよい小売り店をしっかりとつかんでおきたいという気持ちを強くもっています。よい小売り店になることが肝心です。

問屋は代金の回収の正確さと敏速さを期待している＝商売を行なっているからには、問屋としても売り上げ商品に対する代金の回収については、早くしかも正確に行なってほしいと願うわけです。この考え方を察知して、その実行に努め問屋から信頼されるような小売り店になることがのぞましいといえましょう。

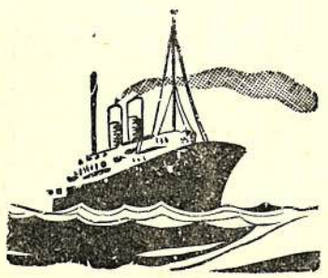
問屋は販売傾向あるいは消費傾向を早く知りたがっている＝直接に一般消費者につながる小売り店は、消費者の声あるいは消費傾向というものを早く察知出来るはずです。問屋は、その声をいち早く耳にし、つぎの品揃えのための参考にしたいと願っています。このような問屋心理をよくわきまえて、問屋に情報を提供し、相互繁栄の途を進むという心掛けが大切となります。

淡路島海水浴同行記

奈良市中元売出し特別御招待

奈良市及び当所主催の奈良市中元大売り出しは、去る八月一日より十日迄盛大に行なわれたが、この期間中に市内で御買上げいただいた皆さんの中から抽せんにより日頃の御愛顧におこたえして一〇〇名の方々を八月十八日淡路島洲本海水浴場へ招待した。

当日午前七時近鉄奈良駅に集合した参加者は、当所商業小売部会阪本副部会長引卒のもとに二班に分れて弁天町に向った。八時三〇分全員弁天埠頭に集合し洲本行〝わかば丸〟に乗船した。大量の犠牲者を出した遊覧船〝やそしま丸〟の大事故が報じられた直後であったたけに年少者や老人を含めた一〇〇名もの参加者を引卒する責任を思うと世話役一同身の締まる思いをしたわけである。船中で参加者乗船の確認を終え、甲板に出てみたが残念ながら「海は青いもの」という観念は完全に覆えされコーヒー色（誇張ではない）一色に塗りつぶされた海面がどこまでも続いているようであった。京阪神工業地帯が排泄する汚水のためといわれるが、それにしても、この巨大な大阪湾を真茶色に塗りつぶした現実にはただ驚嘆するのみであった。と、同時に市民のリクリエーションの場が日毎に縮められてゆき健康な生活を営むためにいろんな問題が起っていることについて考えさせられた。しかし久しぶりにみる大海原は気持のよいもので、行き交う船の乗り組み員と手を振り合ったりしていると日常の煩雑さはもう頭から完全に抹消されていた。やっと海が青くなったと思うと間もなく洲本港であった。全員予約してあった旅館へ入り、直ぐ中食が用意されたが、その席で阪本副部会長より、日頃の御愛顧に対する謝意が述べられた。中食後皆その場で裸になり海水浴をするため海辺へ出かけていった。さすが有名な海水浴場だけあって海水は澄んでおり、遠浅であった。早速浮き袋を浮かべるもの、泳ぎの練習をするもの、それをカメラに収めるもの……と、各自が思い思いに海水浴を楽しんだ。真夏の強烈な太陽は遠慮なく照りつけたが、皆それに負けてはいなかった。午後四時全員帰りの神戸行〝すもと丸〟に乗船を終っていた。快ろよい疲労が全身をつつみ、甲板にいると潮をふくんだ風が気持よかった。やがて神戸港に近づいたが、三菱造船のドックで建造中の三万トンはあろうと思われる巨大なタンカーをみていると、われわれの乗っている千トンの遊覧船はいかにも頼りなげであった。七時三〇分我々は差廻しの二台のバスに分乗し、たそがれの中一三〇米の上空にあざやかな〝Tower of port〟のネオンを浮かび上がらせているポートタワーを後に一路西宮インターチェンデへと向った。名神高速道路に入ったころはもう完全な夜であった。アークライトに照らし出された〝アメリカへでも来たような〟道路を時速一〇〇キロのスピートで突っ走っていると全く別世界の感があった。特にトンネルに入った時はその感が強かった。午後九時三〇分全員無事帰寧し、我々引卒者もその責任を果たしたわけである。



奈良商店サービス運動実施

十月一日～三十一日

今日の商業界には、需要構造の変化、流通機構の合理化の進展に伴い、商店の大型化、取り扱い商品の専門化チェーン化等の動きがみられるとともに、労働力の不足、大資本の進出等の多くの困難な問題が存在しているが、これらの問題の解決については政府の施策にまたねばならないものが多いが、商業者自らが商品流通機構に占める重要な役割を自覚し、消費者に対するサービスの改善向上をはかり、消費者の信頼を高めることが最も大切である。

この趣旨により、当所では奈良市と共催、奈良県後援のもとに奈良商店のサービス向上を期すべく多彩な事業を展開することになった。

主なる事業は

(1) 本運動のP・Rの展開
本運動の趣旨の徹底を図るため、ポスターを商店街等に配布してP・Rを行う。

(2) 各種商店経営講座等の開催商店経営に関する講座を開催又地区別にオートスライドを中心にした視聴覚巡回講座を開催、販売促進、経営の近代化、合理化に関する指導を行う。

記

△商店主婦講座
とき 十月五日 午後一時三十分～三時三〇分
ところ 当所ホール
講師 京都能率協会常務理事 水野 鉄蔵氏
テーマ 接客サービスと商店主婦の立場

△商店従業員販売講座
とき 十月十一日 午後一時三〇分～四時三〇分
ところ 当所ホール
講師 村部経営能率事務所 所長 村部 春善氏
テーマ 商店従業員のあり方と接客について

△商店経営講座
とき 十月十八日 午後一時～三時
ところ 当 所
講師 商店界顧問 相原 寿氏
テーマ 不況下における商店経営

(3) 消費者との懇談会を開催して消費者の動向、意見を通じて消費者に対するサービス改善の向上をはかる。

(4) 本運動期間中に奈良商店サービスコンクールを開催する。

〔講演〕現下の経済情勢について

元京都大学教授 豊崎 稔 氏

当所は当面する経済情勢について認識を深めるため去る九月四日経済評論の権威である豊崎稔氏を招いて講演会を開いた。講演内容は次の通り

現在の経済大勢は、不況も底をつき、上向いてゆくとみていいようだが、一部の研究家は今後二十五年間は長期不況が続くといっており、まだ予断は許せない。

しかし、日本経済の景気循環は従来の型に比して可成り変化しており、経済そのものの構造も随分変って来ていることは事実である。というのは従来経済の中心は企業者同志の競争であったが、最近においては政府の経済政策の影響が強くなっているからである。そして政府はこの不況の期間短縮のために積極的なテコ入れ政策を行なうことを決めており、恐らく十一月以降には相当大きな政府支出が予測出来る。

貿易面をみるとアメリカについてはドル防衛政策の影響をまず考えねばならないが、日本に対してはそう厳しい条件を出してくるとは考えられない。施策としてヨーロッパは不景気なのでこの機会に東南アジア、ソ連へ輸出を伸ばすことが賢明だと考える。

国内消費は百貨店の売上げからみると悪いが、全体としてはそれほど減少していない。要するに大口需要がやや少なくなっているようだが、これも十一月頃から回復するとみられる。

こうみると全体の景気もそう悲観的なものではないが、かつての高度成長政策時代のような好景気の再来はとうてい期し難い。日本の経済力即国内購買能力及び輸出能力等を考えて輸出や労務対策のためにはある程度設備投資しなくてはならないが、全体的に見るとそれが高度成長時代の様なものになることはない。よくて実質成長率八%がいいところではないか。公債発行については一応東西の見解が一致したようだが、集められた資金の用途が問題だろう。不況のままではってておかれるよりもいいが、インフレーションを避けるためには、輸出産業の振興や道路整備等の事業費として使われるべきである。

以上のようにいろいろな角度から状況判断を下してみると一応不況は脱したとみてよいと思われる。ただかつて経営者が行なったように力以上の攻撃オンリーの経営をするならば、危険であり。現時点で望まれるのは、充分な基礎固めを行なうという慎重な態度が必要だと思う。

会員倍加運動による…新入会員御紹介

当商工会議所の組織強化はそれだけわれわれ商工業者の内外発言力を高めるものであり、今春実施した倍加運動に御協賛いただいた新しい会員をご紹介致します。

（七月二十日現在）（敬称略申込順）

◆谷田産業(株)（谷田春夫）東向中町経済会館内◆(株)平城（箸尾捨次）川上町◆山中建設(株)（山中正昭）南京終町◆(株)梶原工務店（梶原透）田中町◆不二サッシ販売(株)奈良営業所（田尻文昭）小川町◆(株)山村賀一商店（山村賀一）東城戸町◆(株)丸上商会奈良出張所（大西篤美）椿井町◆(株)田原製材所（松本義起）若荷町◆日本ミュージカラー製造(株)（坂本久磨男）六条町◆藤田藤影堂（藤田改造）小西町◆味園（大西義夫）東向北町◆新光水道工業(株)（浜西定夫）西木辻八軒町◆(株)八木元食品（八木耕一）西木辻町◆日本冷蔵(株)奈良工場（阜川正幸）油阪町◆飯田燃料店（飯田留次郎）北市町◆(株)登美屋酒店（山本祐三）中山町◆西村楽器店（西村英雄）油阪一丁目◆(株)浪速堂（中西清明）京終市場通り◆日本浄化槽(株)（益田一）紀寺南方町◆第一化工(株)（西田安太郎）横領町◆朱雀化工(株)（西田安太郎）横領町◆(有)春日サービス（岩井田久千代）西木辻町◆塔の茶屋（グリル末広）（河瀬洋三）登大路町◆森川食料品(株)（森川安敏）高畑町◆中村建設(株)（中村常明）南京終町◆コトブキヤ化粧品店（岡本政治郎）油阪北町◆中辻正飯金属興業(株)（中辻正治）南京終町◆(資)岡田鉄工所（岡田文次）大森町◆大東印刷所（大東正男）芝辻プラス町◆あけぼの食堂（脇田定一）内侍原町◆暁書房（藤井秋雄）八軒町◆(株)朝日電気商会（松本博仁）尼ケ辻町◆(株)プラントアクセサリー（山本元治郎）朝日町◆奈良中央青果市場(株)（上嶋三郎）七条町◆豊商事(株)奈良営業所（中西美樹）高天町◆川口ゴム商会（川口岸松）芝辻中町◆(株)マルカ鶏卵（高垣寛）京終地方東側町◆(株)菊屋（菊岡成泰）東向北町◆三共土地建物(株)（中村保）西大寺町◆キャタピラー三菱(株)近畿支社奈良営業所（飯田陽三）東向中町◆佐藤商会（佐藤昭）三条池町◆奈良製本（西田滋）西木辻八軒町◆(株)木山商店（木山貞次）東笹鉾町◆呉竹産業(株)（綿谷仙太郎）小川町◆地籍社（桑野淳圭）油阪四丁目◆第一建設(株)（堀田正夫）中町◆阪奈自動車鉄工(株)（塚本昇）宝来町◆吉川工業(株)（吉川浩）南城戸町◆(株)大長京終青果卸売市場（沢長四郎）京終地方西側町◆今西鉄工所（今西栄次郎）尼ケ辻町一丁目◆西脇プラスチック（西脇一雄）横領町◆中西商店（中西鈴夫）二条町◆池之畑工務店（池之畑昌一）今小路町◆漢方薬の菊岡（菊岡政徳）下三条町◆富士屋商事(株)（藤本誠一）杉ケ町◆(株)拼谷建築設計事務所（拼谷博行）高畑町◆阪本税務会計事務所（阪本祥嗣）東向中町◆芳月堂（芳田耕作）北袋町◆(株)観鹿荘（藤井寿三）春日野町◆多口食品工業(株)（多口長太郎）あやめ池町南一丁目◆丸信（北野晴夫）西寺林町◆東田商店（東田貞）椿井町◆山上建設(株)（山上正巳）中町◆(株)読売連合広告社奈良支社（上杉藤吉）宿院町◆森永牛乳帯解販売店（大川耕二）山町◆楠下日用品店（楠下正男）元興寺町◆不二カメラ店（吉田徳也）鵲町◆ミドリスタジオ（松山高治）東向北町◆井上商店（井上靖夫）高畑善提町◆パブリカ奈良(株)（菊池武三郎）南京終町◆(株)奈良電機サービス（向井九）神殿町◆大和ハウス工業(株)奈良工場（中村正太郎）西九条町◆西口栄堂（西口竹男）二名町◆上田米穀店（上田良）三碓町◆トヨタ奈良中古車(株)（菊池武三郎）南京終町◆中西建設(株)（中西時美）古市町◆金田ガラス店（金田守康）南城戸町◆(株)森本組（森本正一）八条町◆(株)神戸屋（吉川治雄）北室町◆誠和興業(株)（大西秀雄）東向中町◆富雄運送(株)（太田富貴男）中町◆ミクロ精機(株)（若本正俊）二名町◆(株)西前工業所（西前春之）下清水町◆学園前文化センター（谷本是重）学園前北一丁目◆(株)旅館大文字（斉藤強）高畑町

奈良市小売物価動向表

（昭和40年８月）

品目	地域別＼月別	39年 9月	〃 10月	〃 11月	〃 12月	40年 1月	〃 2月	〃 3月	〃 4月	〃 5月	〃 6月	〃 7月	〃 8月
総平均	奈良	110.9	115.2	114.1	113.3	116.5	115.5	116.1	118.9	116.7	116.4	115.6	117.6
	大阪	113.1	114.8	114.0	114.2	115.0	115.3	115.8	117.1	116.1	116.5	116.4	116.6
	東京	115.1	118.4	116.0	115.6	116.6	117.5	119.8	122.8	118.0	119.0	118.8	
食料品	奈良	119.1	124.5	121.2	120.4	127.0	125.3	125.4	130.0	125.8	125.7	124.0	128.1
	大阪	121.3	125.4	123.2	123.0	126.0	127.3	128.3	131.5	129.3	128.5	128.4	130.0
	東京	123.2	130.4	125.1	124.1	126.6	128.3	133.1	140.0	129.4	131.0	131.2	
穀類	奈良	118.5	118.5	118.8	119.9	132.1	132.1	126.9	132.0	132.0	132.0	132.0	132.0
	大阪	120.8	121.5	121.5	122.6	135.3	135.3	135.3	136.1	138.2	139.4	139.4	139.4
	東京	115.2	115.8	116.6	116.7	131.3	131.8	131.3	131.2	131.3	131.8	132.2	
粉、粉製品	奈良	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6	123.6	123.6	123.6	123.6	123.6	123.6	123.6
	大阪	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2
	東京	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	115.7	115.7	115.7	115.7	115.7	
野菜	奈良	158.2	251.0	189.6	175.8	176.2	171.1	196.5	255.9	196.3	174.0	122.3	185.7
	大阪	170.7	218.1	169.2	154.0	165.7	142.0	174.9	221.3	184.7	166.3	146.0	178.0
	東京	181.1	299.4	214.9	200.2	205.6	209.9	287.2	391.7	228.7	240.7	216.4	
果物	奈良	94.9	152.2	117.1	99.2	184.7	98.6	128.6	126.0	134.8	156.2	166.2	197.3
	大阪	120.2	158.6	119.5	103.0	103.8	123.0	144.3	175.9	150.7	168.9	189.0	193.9
	東京	166.4	164.3	128.9	127.0	136.4	146.5	145.6	139.3	135.0	164.5	239.7	
鮮魚	奈良	171.7	157.2	172.9	163.5	160.3	181.5	163.9	170.8	141.7	149.2	157.8	157.5
	大阪	119.2	148.3	166.1	174.4	159.5	180.5	158.2	166.7	157.1	142.1	145.1	150.1
	東京	220.0	204.4	223.2	231.9	220.7	243.4	240.7	259.1	236.2	237.1	235.6	
乾物	奈良	180.5	180.5	180.5	181.7	181.7	181.7	181.7	181.7	174.4	170.8	170.8	170.8
	大阪	140.6	140.6	140.6	143.2	137.4	139.9	139.9	139.9	140.7	134.1	134.1	134.1
	東京	164.8	164.8	160.9	148.5	143.1	140.1	141.7	139.7	137.8	137.8	135.9	
畜産食品	奈良	113.0	113.0	113.0	113.0	113.0	113.0	118.0	117.3	118.0	106.9	106.9	107.8
	大阪	108.2	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	110.3	111.9	110.7	110.3	111.0	111.7
	東京	124.5	107.2	126.6	127.2	126.9	126.0	125.9	123.4	124.1	125.7	127.6	
調味料	奈良	110.1	106.5	106.5	107.9	107.9	109.2	109.2	109.2	109.2	113.6	113.6	114.6
	大阪	120.5	117.9	117.9	118.4	118.1	120.5	120.5	120.2	116.3	117.3	117.3	117.3
	東京	111.7	111.4	111.4	111.4	111.7	113.6	112.6	115.1	118.6	117.8	117.8	
加工食品	奈良	126.1	126.1	126.1	132.0	132.0	132.0	132.2	132.2	132.2	137.7	137.7	137.7
	大阪	155.1	155.1	155.1	155.1	155.7	155.7	154.9	154.9	154.9	154.9	154.9	154.9
	東京	143.8	148.8	148.8	147.5	147.5	147.5	147.5	147.5	150.0	150.0	150.0	
菓子	奈良	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.9	110.9	110.9	110.9	110.9	110.9
	大阪	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1
	東京	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	
嗜好品	奈良	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	大阪	101.1	101.1	101.1	101.1	101.2	104.0	104.0	104.0	104.0	104.0	104.0	104.0
	東京	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	102.4	102.4	102.4	102.4	102.4	102.4	
繊維品	奈良	101.5	112.0	114.0	108.3	108.3	104.3	105.5	109.6	109.0	109.0	109.0	109.0
	大阪	107.2	107.2	107.2	107.9	107.1	106.4	106.4	106.4	106.4	108.4	108.4	106.5
	東京	107.4	107.5	107.6	107.8	107.3	108.3	108.5	108.1	108.1	109.9	109.0	
建材家具	奈良	105.0	103.7	104.5	105.8	105.6	107.0	107.0	106.6	106.6	106.6	106.6	106.6
	大阪	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8
	東京	119.1	119.2	118.9	118.8	118.9	118.9	118.9	118.9	119.2	118.9	118.6	
燃料	奈良	114.1	115.7	122.3	125.9	125.9	126.2	125.9	124.1	123.9	117.6	117.6	119.4
	大阪	117.9	117.9	118.1	120.1	117.1	117.1	117.1	117.1	117.1	116.5	116.5	116.5
	東京	114.9	116.7	118.3	118.4	118.6	118.8	118.9	118.1	118.0	116.6	116.3	
機械器具	奈良	84.8	84.8	84.8	84.8	84.8	90.4	90.3	90.3	90.3	90.3	90.3	90.3
	大阪	94.3	94.3	94.3	94.3	94.2	94.2	94.2	94.3	94.3	95.8	95.8	95.8
	東京	86.5	85.5	85.5	85.5	85.5	84.9	84.9	84.9	84.8	84.5	84·0	
雑品	奈良	110.4	110.3	109.9	112.1	111.0	110.4	112.2	111.7	111.7	112.3	112.3	111.7
	大阪	108.9	109.0	109.2	109.9	108.7	109.2	109.2	108.8	108.7	109.2	108.8	108.8
	東京	116.2	116.2	110.8	113.0	116.2	116.4	116.7	116.5	116.5	116.8	116.5	

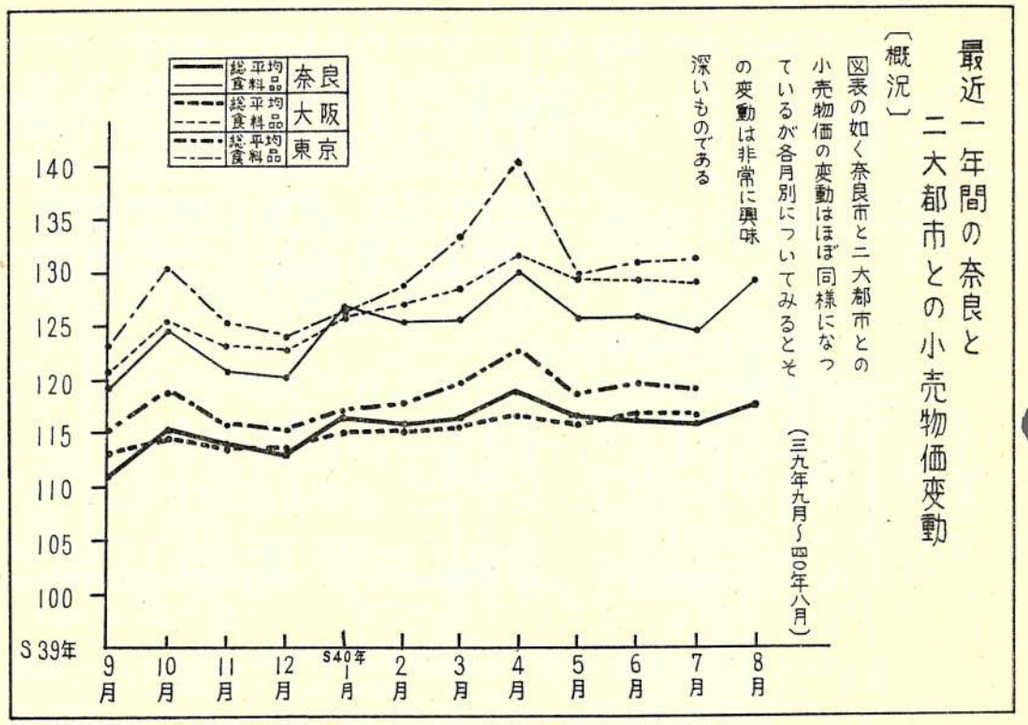
【注】◎四月以降野菜、果物を分離して指数計算いたしました。
毎月十五日に一斉実施されるもので、経済に敏感な二大都市を対比して一目瞭然興味深いものであります。
此表は昭和三十五年を基準とした月別三都市比較小売物価指数表で調査対象品目一九一を全国の会議所において

最近一年間の奈良と二大都市との小売物価変動

〔概況〕

図表の如く奈良市と二大都市との小売物価の変動はほぼ同様になっているが各月別についてみるとその変動は非常に興味深いものである

（三九年九月～四〇年八月）



取照引会

（詳細は事務局へ）

売り希望

荒物雑貨	静岡・丸富
医療器機	大阪・日本アルミニュウム
建築用金物	大阪・小田正
織物機械用ステッキ	鹿児島・橋野工業所
ゴミ箱・消臭	和歌山・和歌山商工会議所
包装用テープ	大阪・協和商事
家具類	広島・菅商店
観光土産品	名古屋・加藤工芸

買い希望

衛生バンド	豊橋・鈴木衛材
鹿の土産品	鹿児島・奥平写真館
〃	水沢・水沢商工会議所
三輪素麺	札幌・大橋商店
酒樽	長崎・北橋商工会議所
蚊帳	高砂・速水商会
〃	大分・栗林商会
割箸	高知・吉田禎作
「シカ」一刀彫	宮崎・日高光輝堂
削屑	青森・黒滝福三
仏画	栃木・法界寺

手形割引
株券・公社債
電話担保
金融全般
低金利即決貸付
（小切手即時現金交換）
親切・信用を誇る店
幸信産業株式会社
奈良市高天市町
電話②8885～6
6575
取締役社長　藤田三郎

庭造りの
御相談は
稔和農園へ
種…花井、球根、肥料

奈良市三條通り一丁目
株式会社 稔和農園
電 奈良②4077番
農場 奈良市立石町

〔紹介〕

巡回スライドフィルム名

○商店経営シリーズ

1 明日はどうなる？。
2 あなたの仕事に誇りを持とう。
3 売れているのになぜ儲からぬ。
4 軌道にのった繁栄。
5 新しい店舗。
6 強力店と競争するには。
7 ミチバチ戦術。
8 店員は何を求めているか。
9 ちょいと東京の人。
10 上手な販売、下手な販売。
11 乱売店も怖くない。
12 接客第一歩。
13 あなたの店ではやっていますか？。
14 サービスとは。
15 商品の顔、杉の顔。
16 売掛金回収の秘訣。
17 売れる客層のつかみかた。
18 新人の育て方。
19 販売効率をあげるには。
20 上手なお客の応待法。（新巻）
21 上手なお店の広告戦略。（〃）
22 経営改善への道。
23 お客は常に正しい。
24 販売値段は一つしかない。
25 お客は満足をかう。
26 商店における陳列と照明。
27 〃（最寄品の部）
28 新しい販売。
29 商店街活動。
30 接客サービスの向上。（上）
31 〃（下）
32 店員の傭入れと労働条件。
33 福祉施設と余暇善用。
34 包装の仕方。（基本編）
35 〃（応用編）
36 品質表示と販売促進。
37 商工会議所とは。
38 繁栄する商店街。
39 店頭販売の秘訣。（接客編）
40 これからの小売商店の生きる道。
41 今日の店舗、明日の繁栄。
42 税金を怖れない経営。（新巻）
43 貴方にも開かれている金融の窓口（新巻）

○工場経営シリーズ

1 カギは貴方が握っている。
2 楽しい職場を作るには。
3 ぼやぼやしちゃいられない。
4 やさしい複式簿記。
5 新しい人間関係。
6 人間関係のポイント。
7 あなたもコストダウンが出来る。

○実務訓練関係

1 正しい電話の応援。
2 正しい受付と接待の仕方。
3 正しい態度。
4 積極性を伸ばすには。
5 命令の受け方、報告の仕方。
6 会議の開き方。
7 話し方の技術。
8 T・W・Iとは。
9 教え方の四段階。
10 人を協力させるには。
11 作業分析。
12 安全。
13 電話の心得。
14 停れ、見よ、そして訊ねよ。
15 職場のモラール。

御申込は
当所業務課へ
電話②六〇七五

経営改善のバトロール

★小規模事業の皆さん
商工会議所では市内の小規模事業者の経営および技術の改善のお役にたつため、無料で巡回して皆さん方のご相談に応じております。
皆さん方より受けるご相談事項については、相談の機密を十分お守りいたしますから、何卒ご安心の上、お気軽にご利用下さい。

★経営指導員とは
通産大臣より資格認定を受けた実務指導者で、何れも奈良商工会議所職員ですから、きっと皆さん方のご満足をいただけるものと思います。

★経営指導員の取扱う仕事
相談―生産、販売、労務、税務、金融など商工業一般
診断―お店や工場の経営状況を実地に診断し、今後の経営改善の指針をお教えします。
その他―小規模事業の皆さん方に必要な法律や市できめられた種々の手続きなどについてもご説明いたします。

★ご相談はすべて無料、お気軽に電話を……TEL②6075～7

昭和四十年九月二十五日印刷
昭和四十年十月一日発行
奈良市東向中町六
編集兼発行人　中村貞三
奈良市橋本町三六
印刷人　乾太郎
奈良市橋本町三六
印刷所　奈良明新社
奈良市東向中町六
発行所　奈良商工会議所
電話奈良代表②六〇七五

野村証券㈱
奈良支店

本社　東京都中央区日本橋通一の一

奈良市東向北町二六
（近鉄奈良駅北入口）
電話奈良②〇三五一―九

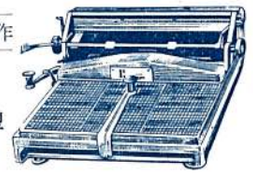
ペンがわり
小型邦文タイプライター

〈新発売〉

だれでも　手書きより速くなります
どこでも　軽便自在のポータブルタイプ
豊富な活字　当用漢字補正分・英文活字共二二〇五字収容

日本タイプライター株式会社

邦文自由操作



SH―1型
45,000

― 県内有名文具店あり ―

奈良明新社
奈良橋本町　電②6236・4577・2246

大和商事社
奈良勝南院町　電②3829・5015



奈良市大安寺町1204―1
電話大代表奈良(2)1121

奈良いすゞ自動車株式会社

輸出向・国内向

竹製毛糸編針
高山特産竹製品百般　製造卸

奈良県竹材工業株式会社

取締役社長　奥田龍夫

本　社　奈良県生駒郡生駒町高山5655
電話（高山）7番・35番
大阪連絡所　大阪市天王寺区味原町62
電話（761）1489番

奈良県に本店のある

皆様の銀行

株式会社

三榮相互銀行

取締役社長 野村萬作

本店 奈良市下三条町八番地

支店及び出張所 下市町 高田市 桜井市 天理市 五条市 大阪市 上市